

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
35	新型インフルエンザ等対策特別措置法又は予防接種法による予防接種に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和歌山市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法又は予防接種法による予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

和歌山市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和5年4月6日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

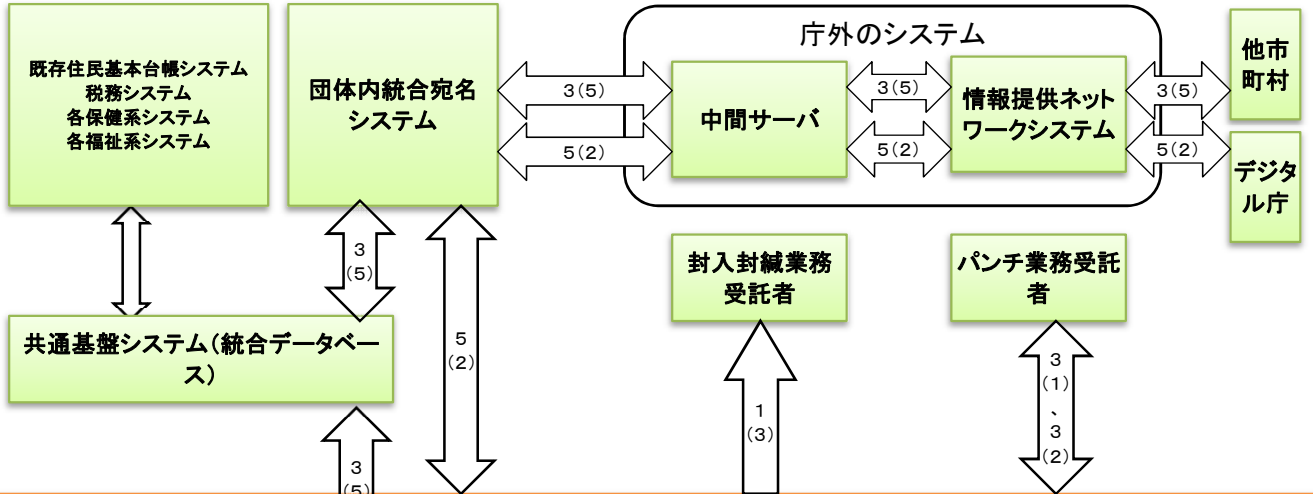
I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法又は予防接種法による予防接種に関する事務
②事務の内容 ※	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律31号)又は予防接種法(昭和23年法律第68号)等関連法令に基づき、以下の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <p>1 新型インフルエンザ等対策特別措置法又は予防接種法による予防接種の実施に関する事務 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法又は予防接種法による予防接種による健康被害救済の給付手続きに関する事務 3 新型インフルエンザ等対策特別措置法又は予防接種法による予防接種を受けた者及び保護者からの実費徴収に関する事務 4 新型インフルエンザ等対策特別措置法又は予防接種法による予防接種の記録の管理、他市町村への照会・提供に関する事務 5 新型インフルエンザ等対策特別措置法又は予防接種法による予防接種の被接種者からの申請に基づく新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に関する事務</p>
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	健康管理システム(予防接種)
②システムの機能	<p>1接種記録管理機能 ・接種記録を登録管理する。</p> <p>2帳票出力機能 ・予防接種の対象者一覧表、宛名タックシールの出力 ・接種履歴証明書出力</p> <p>3統計出力機能 ・接種情報の報告資料を出力</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	共通基盤システム(統合データベース)
②システムの機能	<p>1システム連携基盤 ・各システムの共通データ管理、文字管理の他、システム間のデータ授受を行う。</p> <p>2統合運用基盤 ・監視対象となる共有基盤や各システムの監視、管理を行う他、各システムでの処理実行結果の管理を行う。</p> <p>3セキュリティ基盤 ・アカウントの一元管理を行う他、認証ログやアクセスログ管理、パターンファイル配信、バッチ管理などを行う。</p> <p>4インフラ基盤 ・複数のシステムで使用するストレージ内のデータバックアップ及びリストアを行う他、各システムで作成された印刷イメージをもとに印刷などを行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (各保険系システム、各福祉系システム)</p>

システム5									
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施 								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] その他 (</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 ()
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 ()								
システム6～10									
システム6									
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能 								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] その他 (</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 ()
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 ()								

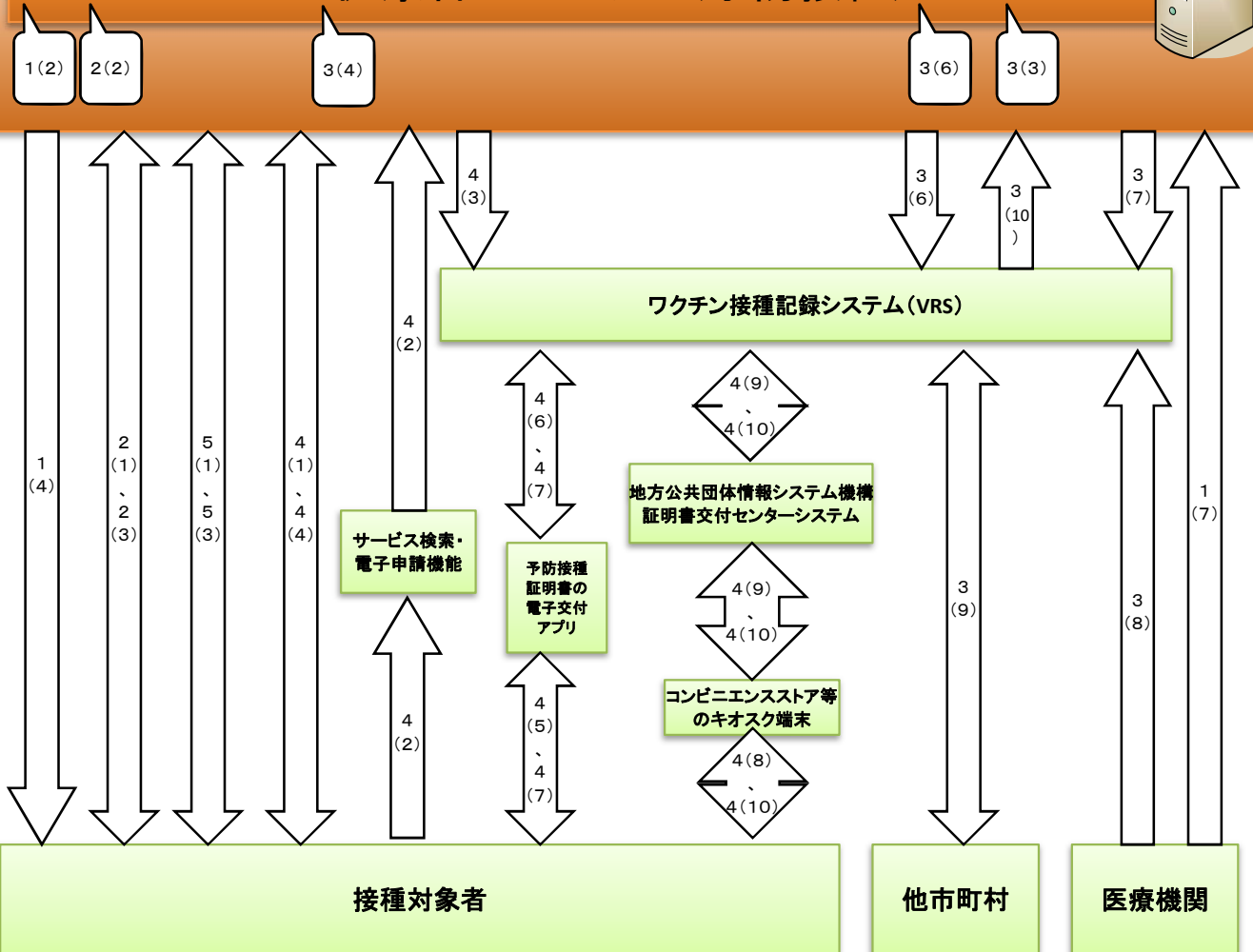
3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法又は予防接種法等関連法令に基づく予防接種を円滑に実施するために、次の作業を迅速に行う必要がある。</p> <p>1 対象者を抽出し、接種勧奨を行い、接種記録を保存し、万が一健康被害が生じたときに速やかに対応する。</p> <p>2 既接種者又は未接種者を正確に把握し、再勧奨を行う。</p> <p>3 接種情報の集計を行う。</p>
②実現が期待されるメリット	<p>1 市民からの予防接種歴に関する問い合わせに正確に回答でき、接種間違いの防止ができる。</p> <p>2 対象者を正確に抽出できることで、接種順位が高い者により早く勧奨することができる。</p> <p>3 未接種者を把握できることで、再勧奨を行い、接種率を向上させ、新型インフルエンザ等のまん延防止を図ることができる。</p> <p>4 健康被害が生じた際に、接種情報が確認でき、速やかに対応できる。</p> <p>5 集計作業が速やかに行うことができる。</p>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第1の10、93の2の項、第19条第6号(委託先への提供)、同条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)</p>
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】 番号法第19条第8号及び別表第2の16の2、17、18、19、115の2の項 【情報提供】 番号法第19条第8号及び別表第2の16の2、16の3、115の2の項</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康局 健康推進部 保健対策課
②所属長の役職名	保健対策課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



新型インフルエンザ等対策特別措置法又は予防接種法による予防接種の業務を担当する部署

健康管理システム(予防接種)



(備考)

1 住民接種の実施について

- (1) 政府対策本部が定めた内容で、データ抽出できるようシステム改修を行う。
- (2) 政府対策本部が定めた接種順位ごとに、接種対象者のデータを健康管理システム(予防接種)から抽出する。
- (3) 抽出したデータを封入封緘業務受託業者に渡す。(CD又はDVD)
- (4) 接種対象者に接種券(クーポン券)等を発行する。
- (5) 接種対象者は医療機関等に接種予約を入れる。
- (6) 接種対象者は接種券(クーポン券)等及び本人確認書類を持って医療機関(接種会場)で接種を受ける。
- (7) 接種時、接種対象者は接種済証を受け取り、医療機関は新型インフルエンザ等対策特別措置法又は予防接種法による予防接種の業務を担当する部署(以下、「和歌山市」とする。)に予診票及び請求書を提出する。
- (8) 和歌山市は予診票の内容を精査し、医療機関に予防接種委託料を支払う。

2 クーポン券の再交付又は接種歴の照会について

- (1) 市民は、和歌山市に申請する。
- (2) 和歌山市は、記載内容及び必要に応じ本人確認の書類を確認し、健康管理システム(予防接種)に接種状況を確認する。
- (3) 決裁を経て、クーポン券の再交付又は接種歴証明等を交付する。

3 接種記録の管理について

- (1) 和歌山市は、パンチ業務受託業者に予診票を渡し、接種記録データの作成を委託する。
- (2) 和歌山市は、パンチ業務受託業者から予診票と接種記録データを受け取る。
- (3) 和歌山市は、健康管理システム(予防接種)に接種記録を一括入力する。
- (4) 和歌山市は、健康管理システム(予防接種)に入力された接種記録データとマイナンバー、団体内統合宛名番号を連結させる。
- (5) 情報連携によって、他市町村からの求めに応じて接種記録を提供又は他市町村に接種記録を照会する。
- (6) 特定個人情報ファイルを健康管理システム(予防接種)から抽出し、ワクチン接種記録システム(VRS)に登録する。
- (7) ワクチン接種記録システム(VRS)に予診票データを一括更新又はタブレットを利用して予診票データを読み込み・送信する。
- (8) ワクチン接種記録システム(VRS)にタブレットを利用して予診票データを読み込み・送信する。
- (9) ワクチン接種記録システム(VRS)から、他市町村からの求めに応じて接種記録を提供又は他市町村に接種記録を照会する。
- (10) 健康管理システム(予防接種)に登録するための接種記録データをワクチン接種記録システム(VRS)から抽出する。

4 予防接種証明書の交付について

- (1) 市民は、和歌山市に申請する。
- (2) 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請について、サービス検索・電子申請機能でも受領する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際には、接種記録を照会し、必要に応じて旅券関係情報を入力して、交付する。
※接種対象者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。
- (4) 和歌山市は、予防接種証明書を交付する。
- (5) 接種者は、アプリで交付申請する。
- (6) アプリにおいて個人番号を入手し、接種者が申請先として指定する市町村に接種記録を照会する。
- (7) 接種記録の情報を、氏名や旅券関係情報等、その他の情報とあわせて、接種証明書としてアプリ上に表示する(個人番号は表示されない。また、接種証明書については、電子署名を付す)。
- (8) 接種者は、コンビニエンスストア等のキオスク端末で新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請する。
- (9) キオスク端末から個人番号を入手し、地方公共団体情報システム機構の証明書交付センターシステムを経由して、接種者が申請先として指定する市町村に接種記録を照会する。
- (10) 接種記録の情報を、氏名や旅券関係情報(※)等、その他の情報とあわせて、接種証明書としてキオスク端末から交付する(個人番号は表示されない。また、接種証明書については、電子署名を付す)。
※旅券関係情報については、過去の接種証明書の発行履歴に記録された情報を接種証明書に表示。

5 給付事務について

- (1) 市民は、給付申請する。
- (2) 公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合、給付申請書をもとに団体内統合宛名システムを活用してマイナンバー照会(マイナンバー照会→公金受取口座情報取得)を行う。※給付申請書に記載されたマイナンバー付き情報は、特定個人情報として別途管理する。
- (3) 和歌山市は、給付金を支給する。公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合、給付申請書の申請情報に加えて、当該照会した公金受取口座情報をもとに支給する。

1(1)、(5)、(6)、(8)は健康管理システムからのデータ抽出や医療機関等とのデータのやり取り等の事務ではないため、上図に含めない。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	1 和歌山市の住民基本台帳に記載がある者、また記載があった者。 2 和歌山市に居住する、又は居住していた者で、住民基本台帳に記載がないもの。
その必要性	本人に適切に予防接種を実施することで、市民のいのちと健康を守り、感染拡大を抑制することで、生活と経済の安定を図ることを目指す。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)
その妥当性	1 識別情報(個人番号、その他識別情報(内部番号)): 接種対象者を正確に特定し、情報連携するために保有。 2 連絡先等情報(4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、その他住民票関係情報): 接種対象者の接種日時点での年齢、居住地、過去の接種を実施した市町村を把握するために保有。 3 連絡先等情報(連絡先(電話番号等)): 書類に記載漏れ等があった場合、健康被害救済給付の確認等に確認・連絡するために保有。 4 業務関係情報(地方税関係情報): 健康被害救済給付の請求の受理、審査、支給、支給内容の変更時に課税情報を確認するために保有。 また、予防接種費用の自己負担額が減免される対象者を把握するために保有。 5 業務関係情報(健康・医療関係情報): 接種歴として、接種日、接種したワクチン名、LotNoを把握するために保有。 6 業務関係情報(生活保護・社会福祉関係情報): 予防接種費用の自己負担額の減免される対象者(生活保護受給者、中国在留邦人等支援給付制度受給者)を把握するために保有。 7 業務関係情報(その他): 給付申請の際に公金受取口座を利用する旨の意思表示をした対象者に給付を行うために保有。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成29年2月1日
⑥事務担当部署	健康局 健康推進部 保健対策課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 (医療機関) <input type="checkbox"/> その他 (情報提供ネットワークシステム)
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、サービス検索・電子申請機能、コンビニエンストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)
③入手の時期・頻度	<p>1 識別情報(個人番号):</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存住民基本台帳システムから、庁内連携システムを通じて住民記録の変更の都度入手。 <p>2 連絡先等情報(4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、その他住民票関係情報):</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存住民基本台帳システムから、庁内連携システムを通じて住民記録の変更の都度入手。 <p>3 連絡先等情報(連絡先(電話番号等)):</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種した医療機関から、連絡先を記載した予診票の郵送等により、原則月1回紙媒体で入手。(支払いの代行機関を介する場合もある。) ・本人から、直接聴取等で随時入手。 <p>4 業務関係情報(税関係情報):</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康被害救済給付の請求の受理、審査、支給、支給内容の変更の都度、税システムから入手。 ・接種対象者から自己負担額の減免の申請を受ける都度、接種対象者から紙媒体で入手。 <p>5 業務関係情報(健康・医療関係情報):</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種した医療機関から、接種日、ワクチン名、LotNo等接種情報を記載した予診票の郵送等により、原則月1回紙媒体で入手。(支払いの代行機関を介する場合もある。) ・本人から、接種日、ワクチン名、LotNo等接種情報を記載した予診票の写し、接種済証等の提示により、紙媒体や電子メールで随時入手。 ・転入時に転出元市区町村への照会が必要になる都度入手。 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度入手。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度入手。 <p>6 業務関係情報(生活保護・社会福祉関係情報):</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種した医療機関から自己負担額の減免対象である旨が記載された予診票の郵送等により紙媒体で入手。 ・接種対象者から予防接種費用助成申請の添付書類により、紙媒体で随時入手。 <p>7 業務関係情報(その他):</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付対象者から公金受取口座利用の意思表示がある場合、申請を受ける都度情報提供ネットワークシステムを通じて入手。 ・給付対象者から公金受取口座利用の意思表示がない場合、申請を受ける都度本人から紙媒体で入手。

<p>④入手に係る妥当性</p>	<p>1 識別情報(個人番号): ・安全性・正確性と事務効率を考慮し、原則として住民記録の変更の都度入手。 2 連絡先等情報(4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、その他住民票関係情報): ・安全性・正確性と事務効率を考慮し、原則として住民記録の変更の都度入手。 3 連絡先等情報(連絡先(電話番号等)): ・全接種者のものが必要なわけではなく、即時に必要なものでもないため、接種した医療機関から郵送等される予診票により原則として月に一度入手。 ・他の部署からは入手できない情報のため、本人から入手(大部分が医療機関等を経由する)。 4 業務関係情報(税関係情報): ・全接種者が該当するものでないため、健康被害救済給付の請求の受理、審査、支給、支給内容の変更の際又は予防接種費用の自己負担額の減免可否を判断するにあたり、減免申請時に入手。 5 業務関係情報(健康・医療関係情報): ・接種実施医療機関等の事務負担を考慮し、原則月1回入手。 ・本人から入手する場合は、他の部署からは入手できない情報であり、正確な接種記録の確認に必要なため、随時入手。 ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみワクチン接種記録システム(VRS)を経由して個人番号を入手する(番号法第19条第16号)。 ・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する(番号法第19条第16号)。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。 6 業務関係情報(生活保護・社会福祉関係情報): ・全接種者が該当するものでないため、必要な都度入手。 ・生活保護関係の情報については、和歌山市内の担当部署が同一の情報を保有しているが、申請受付窓口が医療機関のため、当該部署から入手することができない。 7 業務関係情報(その他) ・全接種者が該当するものでないため、健康被害救済給付申請の際に入手。 ・本人の利用意思があれば情報連携で入手し、利用意思がなければ他の経路からは入手できないため、本人から入手する。</p>				
<p>⑤本人への明示</p>	<p>1 識別情報(個人番号): ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項の規定により入手する。 2 連絡先等情報(4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、その他住民票関係情報): ・和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項第2号の規定により入手する。 3 連絡先等情報(連絡先(電話番号等)): ・予診票への記入又は口頭で本人の同意を得てから入手する。 4 業務関係情報(税関係情報): ・減免申請書提出時に本人の同意を得てから入手する。 ・和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項第2号の規定により入手する。 5 業務関係情報(健康・医療関係情報): ・予診票への記入又は口頭で本人の同意を得てから入手する。 ・予防接種法施行令第6条の2及び予防接種法施行規則第2条の7の規定により、予防接種に関する記録を作成・保管する義務が明記されている。 ・本市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。 6 業務関係情報(生活保護・社会福祉関係情報): ・接種医療機関からの説明により本人の同意を得てから、または和歌山市予防接種費の助成に関する規則第7条第3号及び第4号により入手する。 7 業務関係情報(その他): ・申請書提出時に本人の同意を得てから入手する。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号の規定により入手する。</p>				
<p>⑥使用目的 ※</p>	<p>市民のいのちと健康を守り、感染のまん延を防止することで生活と経済の安定を図るため、予防接種の対象者を的確に把握し予防接種に関する記録を的確に管理するために使用する。</p>				
<p>変更の妥当性</p>					
<p>⑦使用の主体</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="467 1906 791 1973"> <p>使用部署 ※</p> </td> <td data-bbox="791 1906 1522 1973"> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法又は予防接種法による予防接種の業務を担当する部署</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1973 791 2085"> <p>使用者数</p> </td> <td data-bbox="791 1973 1522 2085"> <p><選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p> </td> </tr> </table>	<p>使用部署 ※</p>	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法又は予防接種法による予防接種の業務を担当する部署</p>	<p>使用者数</p>	<p><選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
<p>使用部署 ※</p>	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法又は予防接種法による予防接種の業務を担当する部署</p>				
<p>使用者数</p>	<p><選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>				

<p>⑧使用方法 ※</p>	<p>1 予防接種の対象者抽出: 氏名、生年月日、住所から予防接種対象者を抽出し、抽出した情報を外部委託業者に提供し、クーポン券等の印刷、封入封緘を依頼する。なお、外部委託業者に提供するデータには個人番号を含めない。</p> <p>2 接種歴の管理: ・クーポン券等を貼付した予診票を外部委託業者によって電子データ化し、健康管理システム(予防接種)に保存する。なお、外部委託業者と受け渡しするデータには個人番号を含めない。 ・当市への転入者について、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。</p> <p>3 接種証明書の交付: 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。</p> <p>4 健康被害の救済措置の円滑実施: 万が一、健康被害が生じた際に、接種情報を的確に把握し、対応することを目的に利用する。</p>
<p>情報の突合 ※</p>	<p>1 住民票関係情報と予防接種記録情報を突合し、管理を行う。 2 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。</p>
<p>情報の統計分析 ※</p>	<p>予防接種の実施状況の把握 (特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。)</p>
<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p>	<p>予防接種対象者の決定</p>
<p>⑨使用開始日</p>	<p>平成29年2月1日</p>

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件
委託事項1	新型コロナウイルスワクチンコールセンター業務及び接種窓口運営業務
①委託内容	・コールセンター業務(特定個人情報を扱わない) ・窓口運営業務 ・接種券の再交付・新規公布に関する業務、接種手続きに関する申請に関する業務、その他付随する業務 ・予防接種台帳にデータ入力するための入力事務及び予診票の整理・保管 ・ワクチンのシリンジ等の小分け等(特定個人情報を扱わない)
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	和歌山市に住民基本台帳を有する者又は和歌山市に住民基本台帳がないが居住している者並びに過去に居住していた者のうち、新型インフルエンザ等対策特別措置法又は予防接種法による予防接種を受けた者
その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を閲覧することで必然的に特定個人情報を扱うことになるが、被接種者が希望すれば円滑に接種できる体制の構築のためには、業務の中でワクチン接種記録システム(VRS)を使用する必要があるため。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (ワクチン接種記録システム(VRS)の閲覧)
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際に入札結果を市ホームページにて公表する。
⑥委託先名	株式会社エイチ・アイ・エス
⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
⑧再委託の許諾方法	委託先は、あらかじめ書面により再委託先・再委託する理由・再委託する内容等を通知し、承諾を得ることにより再委託することができる。
⑨再委託事項	新型コロナウイルスワクチン接種に係る窓口業務の一部

委託事項2～5			
委託事項2	健康管理システム(予防接種)保守、運用業務		
①委託内容	・システムの運用管理、バッチ処理、オンライン稼働監視などを行う。 ・アプリケーションに関する要望対応、障害対応、制度改正の対応を行う。また、職員らの問い合わせ対応や調査、作業指示書に基づくデータ抽出などを行う。		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	和歌山市に住民基本台帳を有する者又は和歌山市に住民基本台帳がないが居住している者並びに過去居住していた者のうち、個人番号を有する者	
	その妥当性	システム保守、運用のための作業であり、専門知識が必要なため。	
③委託先における取扱者数	[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()		
⑤委託先名の確認方法	和歌山市情報公開条例に基づき開示請求により確認できる。		
⑥委託先名	日本電気株式会社		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先は、あらかじめ書面により再委託先・再委託する理由・再委託する内容等を通知し、承諾を得ることにより再委託することができる。	
	⑨再委託事項	システム保守、運用内容についての打ち合わせ及びシステム保守、運用	
委託事項3	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等		
①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等		

②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	
	その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (LGWAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書) 電子交付機能)		
⑤委託先名の確認方法	下記、「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。		
⑥委託先名	株式会社ミラボ		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数		<input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/>] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法		<input type="checkbox"/> [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> [] 専用線 <input type="checkbox"/> [] 電子メール <input type="checkbox"/> [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> [] 紙 <input type="checkbox"/> [] その他 ()
⑦時期・頻度		
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<p>セキュリティゲートまたは施錠にて入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。</p> <p>≪中間サーバー・プラットフォームにおいて≫</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>≪ワクチン接種記録システム(VRS)において≫</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</p> <p>≪サービス検索・電子申請機能について≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。
②保管期間	期間	<input type="checkbox"/> [] 5年 <input type="checkbox"/>] <small><選択肢></small> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	予防接種法施行令第6条の2、予防接種法施行規則第2条の7の規定により、予防接種に関する記録を5年間保存しなければならない。

<p>③消去方法</p>	<p>特定個人情報の消去は、地方公共団体の操作によって実施される。 《中間サーバー・プラットフォームにおいて》 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。 《ワクチン接種記録システム(VRS)において》 ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。 《サービス検索・電子申請機能について》 ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。 ・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全に消去する。</p>
<p>7. 備考</p>	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

＜対象者＞

対象者宛名番号、個人番号、氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、続柄、生活保護情報、課税非課税区分、接種券番号

＜基本情報＞

接種日、医療機関、医療機関その他、会場その他、接種年齢、電話番号、自治体コード

＜接種情報＞

受診種別、接種区分、ロット番号、ワクチンメーカー、接種量、負担金区分、接種医、接種状況(実施/未実施)、接種回(1回目/2回目/3回目/4回目/5回目)、接種日、ワクチン種類(※)、製品名(※)、旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)、証明書ID(※)、証明書発行年月日(※)、備考

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

＜給付情報＞

口座登録・連携ファイル関係情報

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>1 個人番号、4情報、その他の住民票関係情報は、原則として専用ラインで取得しており、住民又はかつて住民であった者以外の情報を入手することはない。</p> <p>2 1の例外として、当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>3 1の例外として、当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>4 1の例外として、当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>5 1の例外として、接種対象者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認またはマニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>6 予防接種記録関係情報は、対象者を特定し入手するので、対象者以外の情報を入手することはない。</p> <p>7 4情報を確認し対象者以外の情報を入手しないように精査している。</p> <p>8 予防接種健康被害救済の対象者の情報は、個人を特定して精査のうえで入手するので、対象者以外の情報を入手することはない。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>1 住民基本台帳に和歌山市の記載がある者の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、定められたインターフェイス仕様に基づき取得する方法であるため、必要な情報以外を入手することはない。</p> <p>2 予防接種記録関係情報は、予防接種法関連法令に定められた予防接種記録保管のため、必要な項目のみを入手する予診票の様式で限定している。</p> <p>3 1、2の情報については、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書に関する情報として、住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することもあるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p> <p>4 1、2の情報については、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能又はコンビニ交付利用時、個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 職員教育: 担当する職員を対象に年1回、守秘義務の遵守及び番号法に規定される罰則等に関し研修を実施し、不適切な方法による情報入手を防止する。委託業務においては、受託業者が従事者に対し、情報セキュリティ教育を行い、根拠法令に基づく正当な情報入手を指導する。</p> <p>2 入力する情報は、和歌山市情報公開・個人情報保護審議会に必要な手続きを行い承認を得たものに限る。</p> <p>3 機能的抑制: ・住民基本台帳ネットワークシステムを使用する際は、操作者の認証を行い、操作者の利用可能な機能をシステム上で制御する。また、情報を入力する方法は、システム間での専用ラインのみとする。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)においては、次の措置を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能においては、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付においては、証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市区町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・サービス検索・電子決裁機能においては、住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続きを探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 入手した特定個人情報不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>1 本人に個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)(以下「番号法政令」という。)第12条第1項、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年省令第3号)(以下「番号法施行規則」という。)第1条の規定に基づき、個人番号カード、個人番号通知カード及び運転免許証又は旅券等による確認のほか、番号法施行規則第3条第3項(第1条第3項を準用)の規定に基づき確認する。</p> <p>2 代理人に個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法施行令第12条第1項、番号法施行規則第1条等のに基づき、代理人の個人番号カード、個人番号通知カード及び運転免許証又は旅券等により本人であることを確認する。</p> <p>3 他市区町村等、本人以外から個人番号の提供を受ける場合 情報提供を行う他市区町村等が本人に対し個人番号及び4情報が正しいことを確認する。</p> <p>4 医療機関、他自治体から入手する予防接種情報は、予防接種予診票に記載された特定個人情報に基づき、健康管理システム(予防接種)で突合し確認を行う。</p> <p>5 住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。</p> <p>6 ワクチン接種記録システム(VRS)の新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付においては、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>1 本人に個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法政令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、個人番号通知カード及び運転免許証又は旅券等による確認のほか、番号法施行規則第3条第3項(第1条第3項を準用)の規定に基づき確認する。</p> <p>2 代理人に個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法施行令第12条第1項、番号法施行規則第1条等のに基づき、代理人の個人番号カード、個人番号通知カード及び運転免許証又は旅券等により本人であることを確認する。</p> <p>入手した特定個人情報について、保持している特定個人情報と突合を行い、真正性及び正確性確認を行う。</p> <p>個人番号カードの提示がない場合、運転免許証の提示等により得られた本人確認情報とシステムによって確認する本人確認情報との対応付けを行い、個人番号が本人のものであることを担保する。住民登録外部の場合、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて住民登録地である自治体に個人番号を照会し、本人確認情報との対応付けを行う。</p>

<p>特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p>	<p>1 窓口での聴聞や添付書類との整合性から正確性を担保する。 2 情報の入力、削除、定性を行う場合には、処理者と点検者を別にし、二重チェックを行うことで、正確性を担保する。 3 正確性に疑義が生じた場合、予防接種法関連規定に基づき、適宜調査を行い、必要に応じてデータを修正することで正確性を担保する。 4 入手した特定個人情報について、保持している特定個人情報と突合を行い、正確性を担保する。 5 サービス検索・電子決裁機能においては、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 6 ワクチン接種記録システム(VRS)の新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付においては、次の措置を講じている。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>1 紙媒体の場合 ・特定個人情報が記載された紙媒体は定められた保管場所で管理し、漏えい、紛失を防止する。 ・窓口の場合: 対面にて受取り、事務処理が完了したら、速やかに上記保管場所で管理する。 ・郵送の場合: 郵便又は信書便を利用し、記載事項や添付処理に漏れないよう十分に確認の上、送付してもらえるよう説明する。また、宛先誤り等による漏えい、紛失を防止するため、返信用封筒等に担当部署の名称及びその所在地を記載したものを利用する。 ・上記内容を、職員に教育し周知徹底を図る。 2 システムの場合 ・月1回、複数人でのチェックを行い、漏えい、紛失がないことをチェックする。 ・電子データによる特定個人情報の入手は、インターネットにつながるネットワークではなく、限定された回線(入手元のみをつないだ専用線で、庁内LANには閉じたネットワーク等)を用いる。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)においては、次の措置を講じている。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能においては、電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付においては、キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。 ・上記内容を、職員に教育し周知徹底を図る。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p><<ワクチン接種記録システム(VRS)において>> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。</p>	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	本市で定める個人番号利用事務実施者以外から特定個人情報の要求があった場合は、個人番号と個人情報との紐付けが行われないようシステムでアクセス制御を行っている。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	健康福祉システムから他のシステムへの特定個人情報の連携は、必要となる情報のみに制限し、必要のない情報との紐付けは行われないよう制限する。 接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由で ワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	健康福祉システムを利用する必要がある職員を特定し、職員ごとにユーザIDとパスワード、生体情報による二要素認証を行う。 ワクチン接種記録システム(VRS)においては、権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、特定の端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)利用可能な端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。また、なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1 発行管理 ・人員配置に基づき情報システム課に申請を行い、担当者にユーザIDを発行する。発行されたユーザIDごとにアクセス権限を設定する。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・サービス検索・電子申請機能のアクセス権限の発効については、以下の管理を行う。 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・ユーザID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低とする。 2 失効管理 ・ユーザ権限を迅速に失効させるため、人事配置に基づき情報システム課に申請を行い、ユーザIDの失効事務を行う。また、非正規職員のユーザIDは有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効する。 ・サービス検索・電子申請機能のアクセス権限の失効については、以下の管理を行う。 ・定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	操作者の種別と設定する操作権限の対応表を作成し、操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 サービス検索・電子申請機能においては、定期的にユーザID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。

特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>特定個人情報の更新、参照、発行の記録をアクセスログとして保管する。</p> <p>サービス検索・電子申請機能においては、次のように記録する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。 	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供は法令等の規定がある場合以外は認められないことを職員に周知徹底する。 ・操作者には、個人情報保護・情報セキュリティに関する研修の受講を必須とし、業務外利用の禁止等について徹底する。 ・システムの設定により、業務上必要と認められた職員以外は、個人番号を確認できない。 ・アクセス記録管理を行っており、業務外利用した場合には、特定可能であることを職員に周知する。 ・サービス検索・電子申請機能においては、次のような措置を講じている。 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供は、法令等の規定がある場合以外は認められないことを職員等に周知する。 ・電子記録媒体は許可されたもののみ使用できるよう、システム上制限を行う。 ・電子記録媒体は、パスワード設定可能なもののみ使用し、パスワードは上司の承認を得た担当のみが知り得るものとする。 ・電子記録媒体を使用する場合は、定められた担当者のみが作業を行うこととする。 ・担当者は、電子記録媒体を使った事務が完了したら、速やかに電子記録媒体からデータを消去し、作業状況を記録する。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)においては、作業を行う職員及び端末を最小限に限定する。 ・サービス検索・電子申請機能においては、次の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・アクセス権限を付与された最小の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるよう系統的に制御する。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバー等を利用し、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に設置する。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲のみとする。 ・大量のデータ出力が必要な場合は、事前に管理責任者の承認を得る。 ・特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 <ul style="list-style-type: none"> ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。 		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
<p>委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク</p>		
情報保護管理体制の確認	<p>外部委託業者を選定する際、委託先の情報保護管理体制としてプライバシーマーク等、個人情報保護や対策を目的として公共機関の認定・認証を取得していることを確認しているほか、事業実績など社会的信用と能力があることを確認している。 ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託する際、本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[<input type="checkbox"/> 制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 閲覧/更新権限を持つものを必要最小限にする。 ・ 閲覧/更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 ・ 閲覧/更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。 	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[<input type="checkbox"/> 記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・ 委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 	
特定個人情報の提供ルール	[<input type="checkbox"/> 定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>【ルールの内容】 他者(再委託先)への特定個人情報の提供の際には、再委託の必要性、再委託先での管理方法、セキュリティ管理体制等の報告を受け、問題がない場合に限り承認している。</p> <p>【ルール遵守の確認方法】 委託契約の報告条項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させ、必要があれば本市職員が現地調査している。</p>	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>【ルールの内容】 委託先へのデータ搬送が必要な場合は、施錠可能なケースに電子媒体を格納した上で複数人で実施することを義務付けている。また電子媒体内データには原則パスワードを付与し、盗難時の漏えいリスクに備える。</p> <p>【ルール遵守の確認方法】 委託先に提供する際、日付及び件数を記録した受け渡しの確認印を押印してもらい、本市の上長がそれを確認する。また日常運用において、ルールが遵守されていることを受け渡しの都度チェックする。</p>	
特定個人情報の消去ルール	[<input type="checkbox"/> 定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>【ルールの内容】 契約書において、業務委託が終了した場合、委託元の指示に従い、委託元の責任と負担において個人情報を委託元に返還、破棄若しくは消去しなければならない旨を規定している。</p> <p>【ルール遵守の確認方法】 委託契約の報告条項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて、破棄、消去の方法、完了日等報告させ、必要があれば本市職員が現地調査することも可能とする。</p>	

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	特定個人情報を含む個人情報全般について以下のことを記載する ・情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守する。 ・個人情報の目的外利用を禁止する。 ・個人情報の第三者への開示又は提供を禁止する。 ・個人情報の複製及び外部へ持出しを禁止する。 ・情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため、個人情報を適切に管理する。 ・漏えい事案等が発生した場合に速やかに報告する。 ・作業期間の過ぎた個人情報を返還、完全消去又は廃棄する。 ・従業者等に対して個人情報の保護に関して必要な事項を周知するための措置を講じる。 ・必要に応じて、管理状況の説明又は資料の提出を求めることができる。 ・再委託をする際は、あらかじめ書面にて承諾を得る。 ・必要に応じて、本市が委託先の視察・監査を行うことができる。 ・情報セキュリティポリシー等が遵守されなかった場合の規定(損害賠償等)	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ワクチン接種記録システム(VRS)において> ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めていない]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 他市区町村への個人番号の提供 本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)において> <ul style="list-style-type: none"> 他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録は提供されない仕組みとなっている。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ワクチン接種記録システム(VRS)において> <ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報の提供は、限定された端末(LGWANIに疎通可能な端末)だけができるように制御している。 特定個人情報を提供する場を必要最小限に限定している。 具体的には、本市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。 		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>中間サーバー・プラットフォームにおいて</p> <p>1 情報照会機能(*1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際は、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(*2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(*3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>*1 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>*2 番号法別表第2及び第19条第17号にもとづき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの</p> <p>*3 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
-------------	--

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>《中間サーバー・ソフトウェアにおいて》 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>《中間サーバー・プラットフォームにおいて》</p> <p>1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度セキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
-------------	--

リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>《中間サーバー・ソフトウェアにおいて》 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
-------------	--

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>《中間サーバー・ソフトウェアにおいて》</p> <p>1 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している。中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。つまり、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>3 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後の当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時に職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>《中間サーバー・プラットフォームにおいて》</p> <p>1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>2 中間サーバーと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>3 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へのアクセスすることができない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>《中間サーバー・ソフトウェアにおいて》</p> <p>1 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>2 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>※情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>《中間サーバー・ソフトウェアにおいて》</p> <p>1 セキュリティ管理機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>※1暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。</p> <p>《中間サーバー・プラットフォームにおいて》</p> <p>1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>3 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
--------------------	------------------	--

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>《中間サーバー・ソフトウェアにおいて》</p> <p>1 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>2 情報提供データベース管理機能(※1)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>3 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>※1特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
---------------------	--

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
--------------------	------------------	--

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>《中間サーバー・ソフトウェアにおいて》</p> <p>1 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>3 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>4 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>
---------------------	---

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティゲートまたは施錠にて入退室管理を行い、免震・防火対策を施した部屋に設置したサーバー内に保管する。サーバー内へのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 ・LGWAN接続端末については、常時セキュリティワイヤー等による固定、業務時間外の操作場所の施錠、などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。 ≪中間サーバー・プラットフォームにおいて≫ 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ≪ワクチン接種記録システム(VRS)において≫ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。

⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容		<p><<不正プログラム対策>> コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、ウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。</p> <p><<不正アクセス対策>> 不正な外部からのアクセスについては、ネットワークで遮断するとともに、ID・パスワードによりアクセス制限を行う。</p> <p><<中間サーバー・プラットフォームにおいて>> 1 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><<ワクチン接種記録システム(VRS)において>> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LGWAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p> <p><<サービス検索・電子申請機能において>> ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。</p>
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		①令和3年1月、職員による送付先メールアドレスの誤りにより、新型コロナウイルス感染者414名分の個人情報を誤った相手先に送信した。 ②令和3年2月、委託事業者によるメール誤操作により、送付先118名分のメールアドレスを相互に確認できる形式で送信した。
再発防止策の内容		①職員に対し、個人情報及びメールの適正な取扱いについての研修を実施した。また、情報の送信、電子メールの利用制限等について、情報セキュリティポリシーを一部改正したうえで、改正内容について職員に対し周知徹底を行った。 ②委託事業者に対し、メール送信時に複数人で確認させることを徹底させるとともに、個人情報の取扱いに関する研修を実施させた。

⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	死者の特定個人情報、生存する個人の特定個人情報と分けて管理しないため、「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の特定個人情報ファイルと同様の管理を行う。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	1 個人番号を含め宛名情報については、住民記録システムより随時異動データを連携することにより、最新化する。 2 住民記録システムとの整合処理を定期的を実施する。 3 LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	1 保存期間を経過したデータベースに格納された特定個人情報については、システムの処理にて一括消去する。 2 保存年限を経過した紙媒体のデータについては、本市に設置する大型シュレッダーなどを用いて復元できない形で処分する。なお、保存年限については和歌山市文書取扱規定において定められている。 3 LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 4 外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p>評価書の記載内容通りの運用がなされていることを年1回担当部署内でチェックする。本チェックにおいて不備が生じていることが明らかになったときは、速やかにその問題を究明し、是正することとする。</p> <p>《中間サーバー・プラットフォームにおいて》 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている</p> <p>《ワクチン接種記録システム(VRS)において》 デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p>1 内部監査 和歌山市情報セキュリティポリシーに基づき、以下の観点で内部監査を3年に1回実施し、監査結果から必要に応じて体制や規定を改善する。</p> <p>2 評価書記載事項と運用実態のチェック</p> <p>3 個人情報保護に関する規定、体制整備</p> <p>4 個人情報保護に関する人的安全管理措置</p> <p>5 職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育</p> <p>6 個人情報保護に関する技術的安全管理措置</p> <p>《中間サーバー・プラットフォームにおいて》 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている</p> <p>《ワクチン接種記録システム(VRS)において》 デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p>1 職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修を義務付けている。</p> <p>2 委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する指導を行い、秘密保持契約を締結している。</p> <p>3 違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</p> <p>《中間サーバー・プラットフォームにおいて》 1 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> <p>《ワクチン接種記録システム(VRS)において》 デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>

3. その他のリスク対策

《中間サーバー・プラットフォームにおいて》

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

《ワクチン接種記録システム(VRS)において》

デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	和歌山市総務局総務部総務課 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 電話:073-435-1314
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	
公表場所	
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	和歌山市健康局健康推進部保健対策課 〒640-8137 和歌山市吹上5丁目2番15号 電話:073-488-7405
②対応方法	問い合わせがあった場合、問い合わせの内容と対応の経過について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年4月6日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	市ホームページにて意見の募集の掲載を行い、電子メール又は書面にて意見を受け付ける。
②実施日・期間	令和4年12月22日～令和5年1月20日
③期間を短縮する特段の理由	期間短縮なし
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	意見なしのため反映なし
3. 第三者点検	
①実施日	令和5年3月23日
②方法	和歌山市情報公開・個人情報保護審議会により第三者点検を実施する。
③結果	第三者点検の結果、次のような意見が付された上で承認された。 「特定個人情報に厳格な安全管理措置が必要であることから、情報の取扱いを外部業者に委託する際は、当該業者の申出のみならず、実施機関においても再委託の有無等について明確に確認の上、事業を実施されたい。」
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月21日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	和歌山市総務局総務部市政情報課市政情報班 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 電話:073-435-1314	和歌山市総務局総務部総務課 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 電話:073-435-1314	事後	事前の報告が義務付けられていないため
令和3年11月17日	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律31号)又は予防接種法(昭和23年法律第68号)等関連法令に基づき、以下の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法又は予防接種法による予防接種の実施に関する事務 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法又は予防接種法による予防接種による健康被害救済の給付手続きに関する事務 3 新型インフルエンザ等対策特別措置法又は予防接種法による予防接種を受けた者及び保護者からの実費徴収に関する事務 4 新型インフルエンザ等対策特別措置法又は予防接種法による予防接種の記録の管理	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律31号)又は予防接種法(昭和23年法律第68号)等関連法令に基づき、以下の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法又は予防接種法による予防接種の実施に関する事務 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法又は予防接種法による予防接種による健康被害救済の給付手続きに関する事務 3 新型インフルエンザ等対策特別措置法又は予防接種法による予防接種を受けた者及び保護者からの実費徴収に関する事務 4 新型インフルエンザ等対策特別措置法又は予防接種法による予防接種の記録の管理、他市町村への照会・提供に関する事務 5 新型インフルエンザ等対策特別措置法又は予防接種法による予防接種の被接種者からの申請に基づく新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に関する事務	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和3年11月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称		ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和3年11月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能		・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称		サービス検索・電子申請機能	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和3年11月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能		・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和3年11月17日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	予防接種ファイル	予防接種情報ファイル	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和3年11月17日	I 基本情報 5. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第1の10、93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第1の10、93の2の項、第19条第5号(委託先への提供)、同条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和3年11月17日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7号及び別表第2の16の2、17、18、19、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 【情報提供】 番号法第19条第7号及び別表第2の16の2、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12条の2、第59条の2	【情報照会】 番号法第19条第8号及び別表第2の16の2、17、18、19、115の2の項 第59条の2 【情報提供】 番号法第19条第8号及び別表第2の16の2、16の3、115の2の項	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月17日	(別添1)事務の内容 (備考)の1/3	<p>1 住民接種の実施について</p> <p>(1) 政府対策本部が定めた内容で、データ抽出できるようにシステム改修を行う。</p> <p>(2) 政府対策本部が定めた接種順位ごとに、接種対象者のデータを健康管理システム(予防接種)から抽出する。</p> <p>(3) 抽出したデータを封入封緘業務受託業者に渡す。(CD又はDVD)</p> <p>(4) 接種対象者にクーポン券を発行する。</p> <p>(5) 接種対象者は医療機関等に接種予約を入れる。</p> <p>(6) 接種対象者はクーポン券及び本人確認書類を持って医療機関(接種会場)で接種を受ける。</p> <p>(7) 接種時、接種対象者は接種済証を受け取り、医療機関は新型インフルエンザ等対策特別措置法又は予防接種法による予防接種の業務を担当する部署(以下、「和歌山市」とする。)に予診票及び請求書を提出する。</p> <p>(8) 和歌山市は予診票の内容を精査し、医療機関に予防接種委託料を支払う。</p> <p>(9) 和歌山市は、パンチ業務受託業者に予診票を渡し、データの作成を委託する。</p> <p>(10) 和歌山市は、パンチ業務受託業者から予診票とデータを受け取る。</p> <p>(11) 和歌山市は、健康管理システム(予防接種)に一括入力する。</p> <p>(12) 和歌山市は、健康管理システムに入力されたデータとマイナンバー、団体内統合宛名番号を連結させる。</p>	<p>1 住民接種の実施について</p> <p>(1) 政府対策本部が定めた内容で、データ抽出できるようにシステム改修を行う。</p> <p>(2) 政府対策本部が定めた接種順位ごとに、接種対象者のデータを健康管理システム(予防接種)から抽出する。</p> <p>(3) 抽出したデータを封入封緘業務受託業者に渡す。(CD又はDVD)</p> <p>(4) 接種対象者にクーポン券を発行する。</p> <p>(5) 接種対象者は医療機関等に接種予約を入れる。</p> <p>(6) 接種対象者はクーポン券及び本人確認書類を持って医療機関(接種会場)で接種を受ける。</p> <p>(7) 接種時、接種対象者は接種済証を受け取り、医療機関は新型インフルエンザ等対策特別措置法又は予防接種法による予防接種の業務を担当する部署(以下、「和歌山市」とする。)に予診票及び請求書を提出する。</p> <p>(8) 和歌山市は予診票の内容を精査し、医療機関に予防接種委託料を支払う。</p> <p>(9) 和歌山市は、パンチ業務受託業者に予診票を渡し、データの作成を委託する。</p> <p>(10) 和歌山市は、パンチ業務受託業者から予診票とデータを受け取る。</p> <p>(11) 和歌山市は、健康管理システム(予防接種)に一括入力する。</p> <p>(12) 和歌山市は、健康管理システムに入力されたデータとマイナンバー、団体内統合宛名番号を連結させる。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和3年11月17日	(別添1)事務の内容 (備考)の2/3	<p>2 クーポン券の再交付又は接種歴の照会について</p> <p>(1) 市民は、和歌山市に申請する。</p> <p>(2) 和歌山市は、記載内容及び必要に応じ本人確認の書類を確認し、健康管理システム(予防接種)に接種状況を確認する。</p> <p>(3) 決裁を経て、クーポン券の再交付又は接種歴証明等を交付する。</p>	<p>2 クーポン券の再交付又は接種歴の照会について</p> <p>(1) 市民は、和歌山市に申請する。</p> <p>(2) 和歌山市は、記載内容及び必要に応じ本人確認の書類を確認し、健康管理システム(予防接種)に接種状況を確認する。</p> <p>(3) 決裁を経て、クーポン券の再交付又は接種歴証明等を交付する。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月17日	(別添1)事務の内容 (備考)の3/3	<p>政府対策本部が決めた接種順位、方法を遵守するため、実際に住民接種を実施する際は上記内容とは異なる場合がある。</p> <p>1(1)、(5)、(6)、(8)は健康管理システムからのデータ抽出や医療機関等とのデータのやり取り等の事務ではないため、上図に含めない。</p>	<p>3 ワクチン接種記録システム(VRS)及びサービス検索・電子申請機能に関する事務について</p> <p>(1)特定個人情報ファイルを健康管理システムから抽出し、ワクチン接種記録システム(VRS)に登録する。</p> <p>(2)ワクチン接種記録システム(VRS)に予診票データを一括更新又はタブレットを利用して予診票データを読み込み・送信する。</p> <p>(3)ワクチン接種記録システム(VRS)にタブレットを利用して予診票データを読み込み・送信する。</p> <p>(4)ワクチン接種記録システム(VRS)から、他市町村からの求めに応じて接種記録を提供又は他市町村に接種記録を照会する。</p> <p>(5)新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際、ワクチン接種記録システム(VRS)に接種記録を照会し、旅券関係情報を入力、印刷する。※接種対象者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。</p> <p>(6)新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請について、サービス検索・電子申請機能でも受領する。</p> <p>(7)サービス検索・電子申請機能で受領した交付申請情報を参照し、ワクチン接種記録システム(VRS)に入力する。</p> <p>政府対策本部が決めた接種順位、方法を遵守するため、実際に住民接種を実施する際は上記内容とは異なる場合がある。</p> <p>1(1)、(5)、(6)、(8)は健康管理システムからのデータ抽出や医療機関等とのデータのやり取り等の事務ではないため、上図に含めない。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和3年11月17日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>1. 特定個人情報ファイル名</p>	予防接種ファイル	予防接種情報ファイル	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法		その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和3年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	1 個人番号、4情報及び住民票関係情報:住民基本台帳システムから、専用ラインで入手。 2 健康・医療機関関係情報:接種した医療機関から、接種日、ワクチン名、LotNo等接種情報を記載した予診票を原則月1回郵送等で入手。(支払いの代行機関を介する場合もある。)	1 個人番号、4情報及び住民票関係情報:住民基本台帳システムから、専用ラインで入手。 2 健康・医療機関関係情報:接種した医療機関から、接種日、ワクチン名、LotNo等接種情報を記載した予診票を原則月1回郵送等で入手。(支払いの代行機関を介する場合もある。) 3 接種記録情報:転入時に転出元市区町村への照会が必要になる都度(転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ)及び転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度並びに新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和3年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	1 予防接種記録関係情報:予防接種法施行令第6条の2及び予防接種法施行規則第2条の7に規定されており、記録・保管する目的で、医療機関等により個人番号を含まない紙媒体で入手している。 2 個人番号、住民票関係情報:対象者の要件の確認のため、安全性・正確性と事務航路地を考慮し原則として庁内連携システムを通じて住民記録システムから入手する。	1 予防接種記録関係情報:予防接種法施行令第6条の2及び予防接種法施行規則第2条の7に規定されており、記録・保管する目的で、医療機関等により個人番号を含まない紙媒体で入手している。 2 個人番号、住民票関係情報:対象者の要件の確認のため、安全性・正確性と事務効率を考慮し原則として庁内連携システムを通じて住民記録システムから入手する。例外として、当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から提供の同意が得られた場合のみワクチン接種記録システム(VRS)を経由して個人番号を入手する(番号法第19条第15号)、若しくは、当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する(番号法第19条第15号)。又は、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	1 予防接種の対象者抽出:氏名、生年月日、住所から予防接種対象者を抽出し、抽出した情報を外部委託業者に提供し、クーポン券等の印刷、封入封緘を依頼する。なお、外部委託業者に提供するデータには個人番号を含めない。 2 接種歴の管理:クーポン券等を貼付した予診票を外部委託業者によって電子データ化し、健康福祉システムに保存する。 3 健康被害の救済措置の円滑実施:万が一、健康被害が生じた際に、接種情報を的確に把握し、対応することを目的に利用する。	1 予防接種の対象者抽出:氏名、生年月日、住所から予防接種対象者を抽出し、抽出した情報を外部委託業者に提供し、クーポン券等の印刷、封入封緘を依頼する。なお、外部委託業者に提供するデータには個人番号を含めない。 2 接種歴の管理:クーポン券等を貼付した予診票を外部委託業者によって電子データ化し、健康福祉システムに保存する。当市への転入者について、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。当市からの転出者について、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 3 接種証明書の交付:新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 4 健康被害の救済措置の円滑実施:万が一、健康被害が生じた際に、接種情報を的確に把握し、対応することを目的に利用する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和3年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	住民票関係情報と予防接種記録情報を突合し、管理を行う。	1 住民票関係情報と予防接種記録情報を突合し、管理を行う。 2 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。(転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う。)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和3年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の統計分析	予防接種の実施状況の把握	予防接種の実施状況の把握 (特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和3年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの一部	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和3年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数		10万人以上100万人未満	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和3年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲		予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和3年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性		ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先における取扱者数		10人以上50人未満	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和3年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		その他(LGWAN回線を用いた提供)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和3年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和3年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名		株式会社ミラボ	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和3年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 7再委託 ⑦再委託の有無		再委託しない	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	提供を行っている(1)件	提供を行っている(2)件	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和3年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条7号別表第2 16の2 115の2	番号法第19条第8号別表第2 16の2 16の3 115の2	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和3年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2		市区町村長	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和3年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ①法令上の根拠		番号法 第19条第15号	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和3年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ②提供先における用途		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ③提供する情報		市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和3年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ④提供する情報の対象となる本人の数		10万人以上100万人未満	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和3年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		「2.基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和3年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ⑥提供方法		その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和3年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ⑦時期・頻度		当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月17日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>6. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>①保管場所</p>	<p>セキュリティゲートまたは施錠にて入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。</p> <p>サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。</p> <p>《中間サーバー・プラットフォームにおいて》</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>セキュリティゲートまたは施錠にて入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。</p> <p>サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。</p> <p>《中間サーバー・プラットフォームにおいて》</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>《ワクチン接種記録システム(VRS)において》</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <p>《サービス検索・電子申請機能について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月17日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>6. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>③消去方法</p>	<p>特定個人情報の消去は、地方公共団体の操作によって実施される。</p> <p>《中間サーバー・プラットフォームにおいて》</p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>	<p>特定個人情報の消去は、地方公共団体の操作によって実施される。</p> <p>《中間サーバー・プラットフォームにおいて》</p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>《ワクチン接種記録システム(VRS)において》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 <p>※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p> <p>《サービス検索・電子申請機能について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。 ・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全に消去する。 	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月17日	(別添2)ファイル記録項目	<p><対象者> 対象者宛名番号、個人番号、氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、続柄、生活保護情報、課税非課税区分</p> <p><基本情報> 接種日、医療機関、医療機関その他、会場その他、接種年齢、電話番号</p> <p><接種情報> 受診種別、接種区分、ロット番号、ワクチンメーカー、接種量、負担金区分、接種医、備考</p>	<p><対象者> 対象者宛名番号、個人番号、氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、続柄、生活保護情報、課税非課税区分、接種券番号</p> <p><基本情報> 接種日、医療機関、医療機関その他、会場その他、接種年齢、電話番号、自治体コード</p> <p><接種情報> 受診種別、接種区分、ロット番号、ワクチンメーカー、接種量、負担金区分、接種医、接種状況(実施/未実施)、接種回(1回目/2回目)、接種日、ワクチン種類(※)、製品名(※)、旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)、証明書ID(※)、証明書発行年月日(※)、備考</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月17日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク1: 目的外の入手が行なわれるリスク</p> <p>対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p>	<p>1 個人番号、4情報、その他の住民票関係情報は、専用ラインで取得しており、住民又はかつて住民であった者以外の情報を入手することはない。</p> <p>2 予防接種記録関係情報は、対象者を特定し紙媒体で入手するので、対象者以外の情報を入手することはない。</p> <p>3 4情報を確認し対象者以外の情報を入手しないように精査している。</p> <p>4 予防接種健康被害救済の対象者の情報は、個人を特定して精査のうえで入手するので、対象者以外の情報を入手することはない。</p>	<p>1 個人番号、4情報、その他の住民票関係情報は、原則として専用ラインで取得しており、住民又はかつて住民であった者以外の情報を入手することはない。例外として、当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手するが、その際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の 入手を防止する。また、当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。また、接種対象者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認またはマニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>2 予防接種記録関係情報は、対象者を特定し入手するので、対象者以外の情報を入手することはない。</p> <p>3 4情報を確認し対象者以外の情報を入手しないように精査している。</p> <p>4 予防接種健康被害救済の対象者の情報は、個人を特定して精査のうえで入手するので、対象者以外の情報を入手することはない。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月17日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク1: 目的外の入手が行なわれるリスク</p> <p>必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p>	<p>1 住民基本台帳に和歌山市の記載がある者の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、定められてインターフェイス仕様に基づき取得する方法であるため、必要な情報以外を入手することはない。</p> <p>2 予防接種記録関係情報は、予防接種法関連法令に定められた予防接種記録保管のため、必要な項目のみを入手する予診票の様式で限定している。</p>	<p>1 住民基本台帳に和歌山市の記載がある者の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、定められたインターフェイス仕様に基づき取得する方法であるため、必要な情報以外を入手することはない。</p> <p>2 予防接種記録関係情報は、予防接種法関連法令に定められた予防接種記録保管のため、必要な項目のみを入手する予診票の様式で限定している。</p> <p>3 1、2の情報については、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書に関する情報として、住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することもあるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月17日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク2: 不適切な方法で入手が行なわれるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>1 職員教育:担当する職員を対象に年1回、守秘義務の遵守及び番号法に規定される罰則等に関し研修を実施し、不適切な方法による情報入手を防止する。委託業務においては、受託業者が従事者に対し、情報セキュリティ教育を行い、根拠法令に基づく正当な情報入手を指導する。</p> <p>2 入力する情報は、和歌山市情報公開・個人情報保護審議会に必要な手続きを行い承認を得たものに限る。</p> <p>3 機能的抑制:住民基本台帳ネットワークシステムを使用する際は、操作者の認証を行い、操作者の利用可能な機能をシステム上で制御する。また、情報を入力する方法は、システム間での専用ラインのみとする。</p>	<p>1 職員教育:担当する職員を対象に年1回、守秘義務の遵守及び番号法に規定される罰則等に関し研修を実施し、不適切な方法による情報入手を防止する。委託業務においては、受託業者が従事者に対し、情報セキュリティ教育を行い、根拠法令に基づく正当な情報入手を指導する。</p> <p>2 入力する情報は、和歌山市情報公開・個人情報保護審議会に必要な手続きを行い承認を得たものに限る。</p> <p>3 機能的抑制: ・住民基本台帳ネットワークシステムを使用する際は、操作者の認証を行い、操作者の利用可能な機能をシステム上で制御する。また、情報を入力する方法は、システム間での専用ラインのみとする。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・サービス検索・電子決裁機能においては、住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続きを探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものが明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月17日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク</p> <p>入手の際の本人確認の措置の内容</p>	<p>1 本人に個人番号の提供を求める場合</p> <p>番号法第16条、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)(以下「番号法政令」という。)第12条第1項、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年省令第3号)(以下「番号法施行規則」という。)第1条の規定に基づき、個人番号カード、個人番号通知カード及び運転免許証又は旅券等による確認のほか、番号法施行規則第3条第3項(第1条第3項を準用)の規定に基づき確認する。</p> <p>2 代理人に個人番号の提供を求める場合</p> <p>番号法第16条、番号法施行令第12条第1項、番号法施行規則第1条等のに基づき、代理人の個人番号カード、個人番号通知カード及び運転免許証又は旅券等により本人であることを確認する。</p> <p>3 他区市町村等、本人以外から個人番号の提供を受ける場合</p> <p>情報提供を行う他区市町村等が本人に対し個人番号及び4情報が正しいことを確認する。</p> <p>4 医療機関、他自治体から入手する予防接種情報は、予防接種予診票に記載された特定個人情報に基づき、健康福祉システムで突合し確認を行う。</p>	<p>1 本人に個人番号の提供を求める場合</p> <p>番号法第16条、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)(以下「番号法政令」という。)第12条第1項、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年省令第3号)(以下「番号法施行規則」という。)第1条の規定に基づき、個人番号カード、個人番号通知カード及び運転免許証又は旅券等による確認のほか、番号法施行規則第3条第3項(第1条第3項を準用)の規定に基づき確認する。</p> <p>2 代理人に個人番号の提供を求める場合</p> <p>番号法第16条、番号法施行令第12条第1項、番号法施行規則第1条等のに基づき、代理人の個人番号カード、個人番号通知カード及び運転免許証又は旅券等により本人であることを確認する。</p> <p>3 他区市町村等、本人以外から個人番号の提供を受ける場合</p> <p>情報提供を行う他区市町村等が本人に対し個人番号及び4情報が正しいことを確認する。</p> <p>4 医療機関、他自治体から入手する予防接種情報は、予防接種予診票に記載された特定個人情報に基づき、健康福祉システムで突合し確認を行う。</p> <p>5 住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月17日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク</p> <p>特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p>	<p>1 窓口での聴聞や添付書類との整合性から正確性を担保する。</p> <p>2 情報の入力、削除、定性を行う場合には、処理者と点検者を別にし、二重チェックを行うことで、正確性を担保する。</p> <p>3 正確性に疑義が生じた場合、予防接種法関連規定に基づき、適宜調査を行い、必要に応じてデータを修正することで正確性を担保する。</p> <p>4 入手した特定個人情報について、保持している特定個人情報と突合を行い、正確性を担保する。</p>	<p>1 窓口での聴聞や添付書類との整合性から正確性を担保する。</p> <p>2 情報の入力、削除、定性を行う場合には、処理者と点検者を別にし、二重チェックを行うことで、正確性を担保する。</p> <p>3 正確性に疑義が生じた場合、予防接種法関連規定に基づき、適宜調査を行い、必要に応じてデータを修正することで正確性を担保する。</p> <p>4 入手した特定個人情報について、保持している特定個人情報と突合を行い、正確性を担保する。</p> <p>5 サービス検索・電子決裁機能においては、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月17日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>1 紙媒体の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報が記載された紙媒体は定められた保管場所で管理し、漏えい、紛失を防止する。 ・窓口の場合:対面にて受取り、事務処理が完了したら、速やかに上記保管場所で管理する。 ・郵送の場合:郵便又は信書便を利用し、記載事項や添付処理に漏れがないよう十分に確認の上、送付してもらえるよう説明する。また、宛先誤り等による漏えい、紛失を防止するため、返信用封筒等に担当部署の名称及びその所在地を記載したものを利用する。 ・上記内容を、職員に教育し周知徹底を図る。 <p>2 システム場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月1回、複数人でのチェックを行い、漏えい、紛失がないことをチェックする。 ・上記内容を、職員に教育し周知徹底を図る。 	<p>1 紙媒体の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報が記載された紙媒体は定められた保管場所で管理し、漏えい、紛失を防止する。 ・窓口の場合:対面にて受取り、事務処理が完了したら、速やかに上記保管場所で管理する。 ・郵送の場合:郵便又は信書便を利用し、記載事項や添付処理に漏れがないよう十分に確認の上、送付してもらえるよう説明する。また、宛先誤り等による漏えい、紛失を防止するため、返信用封筒等に担当部署の名称及びその所在地を記載したものを利用する。 ・上記内容を、職員に教育し周知徹底を図る。 <p>2 システムの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月1回、複数人でのチェックを行い、漏えい、紛失がないことをチェックする。 ・電子データによる特定個人情報の入手は、インターネットにつながるネットワークではなく、限定された回線(入手元のみをつないだ専用線で、庁内LANIには閉じたネットワーク等)を用いる。ワクチン接種記録システム(VRS)において、入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、これに加えて暗号化された通信回線を使用する。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN 回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。 ・上記内容を、職員に教育し周知徹底を図る。 	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和3年11月17日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>その他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>		<p>《ワクチン接種記録システム(VRS)において》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。 	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月17日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク</p> <p>事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容</p>	<p>健康福祉システムから他のシステムへの特定個人情報の連携は、必要となる情報のみに制限し、必要のない情報との紐づけは行われないうよう制限する。</p>	<p>健康福祉システムから他のシステムへの特定個人情報の連携は、必要となる情報のみに制限し、必要のない情報との紐づけは行われないうよう制限する。</p> <p>接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和3年11月17日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>ユーザ認証の管理</p> <p>具体的な管理方法</p>	<p>健康福祉システムを利用する必要がある職員を特定し、職員ごとにユーザIDとパスワード、生体情報による二要素認証を行う。</p>	<p>健康福祉システムを利用する必要がある職員を特定し、職員ごとにユーザIDとパスワード、生体情報による二要素認証を行う。</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)においては、権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、特定の端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)利用可能な端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 <p>サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。また、なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月17日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法</p>	<p>1 発行管理 人員配置に基づき情報システム課に申請を行い、担当者にユーザIDを発行する。発行されたユーザIDごとにアクセス権限を設定する。</p> <p>2 失効管理 ユーザ権限を迅速に失効させるため、人事配置に基づき情報システム課に申請を行い、ユーザIDの執行事務を行う。また、非正規職員のユーザIDは有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効する。</p>	<p>1 発行管理 ・人員配置に基づき情報システム課に申請を行い、担当者にユーザIDを発行する。発行されたユーザIDごとにアクセス権限を設定する。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・サービス検索・電子申請機能のアクセス権限の発効については、以下の管理を行う。 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・ユーザID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低とする。</p> <p>2 失効管理 ・ユーザ権限を迅速に失効させるため、人事配置に基づき情報システム課に申請を行い、ユーザIDの失効事務を行う。また、非正規職員のユーザIDは有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効する。 ・サービス検索・電子申請機能のアクセス権限の失効については、以下の管理を行う。 ・定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和3年11月17日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>アクセス権限の管理 具体的な管理方法</p>	<p>操作者の種別と設定する操作権限の対応表を作成し、操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。</p>	<p>操作者の種別と設定する操作権限の対応表を作成し、操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 サービス検索・電子申請機能においては、定期的にユーザID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月17日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録</p>	<p>特定個人情報の更新、参照、発行の記録をアクセスログとして保管する。</p>	<p>特定個人情報の更新、参照、発行の記録をアクセスログとして保管する。</p> <p>サービス検索・電子申請機能においては、次のように記録する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。 	事後	<p>特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当</p>
令和3年11月17日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供は法令等の規定がある場合以外は認められないことを職員に周知徹底する。 ・操作者には、個人情報保護・情報セキュリティに関する研修の受講を必須とし、業務外利用の禁止等について徹底する。 ・システムの設定により、業務上必要と認められた職員以外は、個人番号を確認できない。 ・アクセス記録管理を行っており、業務外利用した場合には、特定可能であることを職員に周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供は法令等の規定がある場合以外は認められないことを職員に周知徹底する。 ・操作者には、個人情報保護・情報セキュリティに関する研修の受講を必須とし、業務外利用の禁止等について徹底する。 ・システムの設定により、業務上必要と認められた職員以外は、個人番号を確認できない。 ・アクセス記録管理を行っており、業務外利用した場合には、特定可能であることを職員に周知する。 ・サービス検索・電子申請機能においては、次のような措置を講じている。 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 	事後	<p>特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月17日	III 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイ ルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供は、法令等の規定がある場合以外は認められないことを職員等に周知する。 ・電子記録媒体は許可されたもののみ使用できるよう、システム上制限を行う。 ・電子記録媒体は、パスワード設定可能なもののみ使用し、パスワードは上司の承認を得た担当のみが知るものとする。 ・電子記録媒体を使用する場合は、定められた担当者のみが作業を行うこととする。 ・担当者は、電子記録媒体を使った事務が完了したら、速やかに電子記録媒体からデータを消去し、作業状況を記録する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供は、法令等の規定がある場合以外は認められないことを職員等に周知する。 ・電子記録媒体は許可されたもののみ使用できるよう、システム上制限を行う。 ・電子記録媒体は、パスワード設定可能なもののみ使用し、パスワードは上司の承認を得た担当のみが知るものとする。 ・電子記録媒体を使用する場合は、定められた担当者のみが作業を行うこととする。 ・担当者は、電子記録媒体を使った事務が完了したら、速やかに電子記録媒体からデータを消去し、作業状況を記録する。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)においては、作業を行う職員及び端末を最小限に限定する。 ・サービス検索・電子申請機能においては、次の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・アクセス権限を付与された最小の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGVAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるよう系統的に制御する。 	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月17日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバー等を利用し、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に設置する。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲のみとする。 ・大量のデータ出力が必要な場合は、事前に管理責任者の承認を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバー等を利用し、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に設置する。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲のみとする。 ・大量のデータ出力が必要な場合は、事前に管理責任者の承認を得る。 ・特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 <ul style="list-style-type: none"> ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。 	事後	<p>特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月17日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認</p>	<p>外部委託業者を選定する際、委託先の情報保護管理体制としてプライバシーマーク等、個人情報保護や対策を目的として公共機関の認定・認証を取得していることを確認しているほか、事業実績など社会的信用と能力があることを確認している。</p>	<p>外部委託業者を選定する際、委託先の情報保護管理体制としてプライバシーマーク等、個人情報保護や対策を目的として公共機関の認定・認証を取得していることを確認しているほか、事業実績など社会的信用と能力があることを確認している。</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託する際、当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和3年11月17日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>リスク1: 不正な提供・移転が行なわれるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法</p>		<p><ワクチン接種記録システム(VRS)において></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネットワ ークシステムを通じた提供を除 く。) リスク2: 不適切な方法で提 供・移転が行なわれるリスク リスクに対する措置の内容		・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町 村から接種記録を入手するため、転出元市区町 村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同 意及び本人確認が行われた情報だけをワクチ ン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 に該当
令和3年11月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネットワ ークシステムを通じた提供を除 く。) リスク3: 誤った情報を提供・ 移転してしまうリスク、誤った 相手に提供・移転してしまうリ スク リスクに対する措置の内容		<ワクチン接種記録システム(VRS)において> ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町 村から接種記録を入手するため、転出元市区町 村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番 号と共に転出元の市区町村コードを送信する。 そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番 号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町 村では、該当者がいないため、誤った市区町村 に対して個人番号が提供されない仕組みとなっ ている。	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 に該当
令和3年11月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネットワ ークシステムを通じた提供を除 く。) 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワー クシステムを通じた提供を除 く。)におけるその他のリスク 及びそのリスクに対する措置		<ワクチン接種記録システム(VRS)において> ・特定個人情報の提供は、限定された端末 (LGWANIに疎通可能な端末)だけができるよう に制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限 に限定している。 具体的には、当市への転入者について、転 出元市区町村での接種記録を入手するため に、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元 の市区町村コードを提供する場面に限定してい る。	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月17日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> <p>リスク1: 目的外の入手が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>中間サーバー・プラットフォームにおいて</p> <p>1 情報照会機能(*1)により、情報提供ネットワークシステムに情報紹介を行う際は、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(*2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに体操している。</p> <p>2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(*3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切な音他院連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>*1 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>*2 番号法別居第2及び第19条第14号にもとづき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの</p> <p>*3 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	<p>中間サーバー・プラットフォームにおいて</p> <p>1 情報照会機能(*1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際は、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(*2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(*3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>*1 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>*2 番号法別表第2及び第19条第16号にもとづき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの</p> <p>*3 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月17日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p> <p>⑤物理的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>セキュリティゲートまたは施錠にて入退室管理を行い、免震・防火対策を施した部屋に設置したサーバー内に保管する。サーバー内へのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。</p> <p>《中間サーバー・プラットフォームにおいて》</p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>2 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップも データベース上に保存される。</p>	<p>・セキュリティゲートまたは施錠にて入退室管理を行い、免震・防火対策を施した部屋に設置したサーバー内に保管する。サーバー内へのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。</p> <p>・LGWAN接続端末については、常時セキュリティワイヤー等による固定、業務時間外の操作場所の施錠、などの物理的対策を講じている。</p> <p>・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。</p> <p>《中間サーバー・プラットフォームにおいて》</p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>2 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップも データベース上に保存される。</p> <p>《ワクチン接種記録システム(VRS)において》</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の物理的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月17日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消 去</p> <p>リスク1: 特定個人情報の漏 えい・滅失・毀損リスク</p> <p>⑥技術的対策 具体的な対策の内容 (前半)</p>	<p>《不正プログラム対策》 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、ウ イルスチェックを実施する。また、新種の不正プロ グラムに対応するために、ウイルスパターン ファイルは定期的に更新し、可能な限り最新の ものを使用する。</p> <p>《不正アクセス対策》 不正な外部からのアクセスについては、ネット ワークで遮断するとともに、ID・パスワードにより アクセス制限を行う。</p> <p>《中間サーバー・プラットフォームにおいて》 1 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コ ンピュータウイルスやハッキングなどの脅威か らネットワークを効率的かつ包括的に保護する 装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び 侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイル ス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新 を行う。 3 導入しているOS及びミドルウェアについて、 必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	<p>《不正プログラム対策》 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、ウ イルスチェックを実施する。また、新種の不正プロ グラムに対応するために、ウイルスパターンファ イルは定期的に更新し、可能な限り最新のもの を使用する。</p> <p>《不正アクセス対策》 不正な外部からのアクセスについては、ネット ワークで遮断するとともに、ID・パスワードにより アクセス制限を行う。</p> <p>《中間サーバー・プラットフォームにおいて》 1 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コ ンピュータウイルスやハッキングなどの脅威か らネットワークを効率的かつ包括的に保護する 装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び 侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイル ス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新 を行う。 3 導入しているOS及びミドルウェアについて、 必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月17日	III 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1: 特定個人情報の漏 えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容 (後半)		≪ワクチン接種記録システム(VRS)において≫ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人 情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政 府機関等の情報セキュリティ対策のための統一 基準群に準拠した開発・運用がされており、情 報セキュリティの国際規格を取得しているクラウド サービスを利用しているため、特定個人情報 の適切な取扱いに関するガイドラインで求める 技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを 保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットか らアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセ スできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のた め、外部からの侵入検知・通知機能を備えてい る。 ・LGWAN端末とワクチン接種記録システムと の通信は暗号化を行うことにより、通信内容の 秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ≪サービス検索・電子申請機能において≫ ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体 との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を 行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こら ないようにしている。	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 に該当
令和3年11月17日	III 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1: 特定個人情報の漏 えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施 機関において、個人情報に関 する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月17日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p> <p>⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容</p>		<p>①令和3年1月、職員による送付先メールアドレスの誤りにより、新型コロナウイルス感染者414名分の個人情報を誤った相手先に送信した。</p> <p>②令和3年2月、委託事業者によるメール誤操作により、送付先118名分のメールアドレスを相互に確認できる形式で送信した。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和3年11月17日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p> <p>⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容</p>		<p>①職員に対し、個人情報及びメールの適正な取扱いについての研修を実施した。また、情報の送信、電子メールの利用制限等について、情報セキュリティポリシーを一部改正したうえで、改正内容について職員に対し周知徹底を行った。</p> <p>②委託事業者に対し、メール送信時に複数人で確認させることを徹底させるとともに、個人情報の取扱いに関する研修を実施させた。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和3年11月17日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>1 個人番号を含め宛名情報については、住民記録システムより随時異動データを連携することにより、最新化する。</p> <p>2 住民記録システムとの整合処理を定期的実施する。</p>	<p>1 個人番号を含め宛名情報については、住民記録システムより随時異動データを連携することにより、最新化する。</p> <p>2 住民記録システムとの整合処理を定期的実施する。</p> <p>3 LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月17日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク</p> <p>消去手順 手順の内容</p>	<p>1 保存期間を経過したデータベースに格納された特定個人情報については、システムの処理にて一括消去する。</p> <p>2 保存年限を経過した紙媒体のデータについては、本市に設置する大型シュレッダーなどを用いて復元できない形で処分する。なお、保存年限については和歌山市文書取扱規定において定められている。</p>	<p>1 保存期間を経過したデータベースに格納された特定個人情報については、システムの処理にて一括消去する。</p> <p>2 保存年限を経過した紙媒体のデータについては、本市に設置する大型シュレッダーなどを用いて復元できない形で処分する。なお、保存年限については和歌山市文書取扱規定において定められている。</p> <p>3 LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。</p> <p>4 外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和3年11月17日	<p>Ⅳ その他のリスク対策</p> <p>1. 監査</p> <p>①自己点検</p> <p>具体的なチェック方法</p>	<p>評価書の記載内容通りの運用がなされていることを年1回担当部署内でチェックする。本チェックにおいて不備が生じていることが明らかになったときは、速やかにその問題を究明し、是正することとする。</p> <p>《中間サーバー・プラットフォームにおいて》運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている</p>	<p>評価書の記載内容通りの運用がなされていることを年1回担当部署内でチェックする。本チェックにおいて不備が生じていることが明らかになったときは、速やかにその問題を究明し、是正することとする。</p> <p>《中間サーバー・プラットフォームにおいて》運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている</p> <p>《ワクチン接種記録システム(VRS)において》内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月17日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	1 内部監査 和歌山市情報セキュリティポリシーに基づき、以下の観点で内部監査を3年に1回実施し、監査結果から必要に応じて体制や規定を改善する。 2 評価書記載事項と運用実態のチェック 3 個人情報保護に関する規定、体制整備 4 個人情報保護に関する人的安全管理措置 5 職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 6 個人情報保護に関する技術的安全管理措置 ≪中間サーバー・プラットフォームにおいて≫ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている	1 内部監査 和歌山市情報セキュリティポリシーに基づき、以下の観点で内部監査を3年に1回実施し、監査結果から必要に応じて体制や規定を改善する。 2 評価書記載事項と運用実態のチェック 3 個人情報保護に関する規定、体制整備 4 個人情報保護に関する人的安全管理措置 5 職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 6 個人情報保護に関する技術的安全管理措置 ≪中間サーバー・プラットフォームにおいて≫ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている ≪ワクチン接種記録システム(VRS)において≫ 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月17日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<p>1 職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修を義務付けている。</p> <p>2 委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する指導を行い、秘密保持契約を締結している。</p> <p>3 違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</p> <p>《中間サーバー・プラットフォームにおいて》</p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	<p>1 職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修を義務付けている。</p> <p>2 委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する指導を行い、秘密保持契約を締結している。</p> <p>3 違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</p> <p>《中間サーバー・プラットフォームにおいて》</p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> <p>《ワクチン接種記録システム(VRS)において》</p> <p>内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和3年11月17日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク管理	<p>《中間サーバー・プラットフォームにおいて》</p> <p>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	<p>《中間サーバー・プラットフォームにおいて》</p> <p>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>《ワクチン接種記録システム(VRS)において》</p> <p>内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月7日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> <p>リスク1: 目的外の入手が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>中間サーバー・プラットフォームにおいて</p> <p>1 情報照会機能(*1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際は、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(*2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(*3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>*1情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>*2番号法別表第2及び第19条第16号にもとづき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの</p> <p>*3中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	<p>中間サーバー・プラットフォームにおいて</p> <p>1 情報照会機能(*1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際は、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(*2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(*3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>*1情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>*2番号法別表第2及び第19条第17号にもとづき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの</p> <p>*3中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条の規定に該当
令和5年4月6日	<p>1 基本情報</p> <p>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム</p> <p>システム5</p> <p>②システムの機能</p>	<p>・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録</p> <p>・接種記録の管理</p> <p>・転出/死亡時等のフラグ設定</p> <p>・他市区町村への接種記録の照会・提供</p> <p>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会</p>	<p>・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録</p> <p>・接種記録の管理</p> <p>・転出/死亡時等のフラグ設定</p> <p>・他市区町村への接種記録の照会・提供</p> <p>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会</p> <p>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施</p> <p>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月6日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第1の10、93の2の項、第19条第5号(委託先への提供)、同条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第1の10、93の2の項、第19条第6号(委託先への提供)、同条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)	事後	重要な変更にあたらない(軽微な変更)
令和5年4月6日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 (備考)の1/4	1 住民接種の実施について (1) 政府対策本部が定めた内容で、データ抽出できるようシステム改修を行う。 (2) 政府対策本部が定めた接種順位ごとに、接種対象者のデータを健康管理システム(予防接種)から抽出する。 (3) 抽出したデータを封入封緘業務受託業者に渡す。(CD又はDVD) (4) 接種対象者にクーポン券を発行する。 (5) 接種対象者は医療機関等に接種予約を入れる。 (6) 接種対象者はクーポン券及び本人確認書類を持って医療機関(接種会場)で接種を受ける。 (7) 接種時、接種対象者は接種済証を受け取り、医療機関は新型インフルエンザ等対策特別措置法又は予防接種法による予防接種の業務を担当する部署(以下、「和歌山市」とする。)に予診票及び請求書を提出する。 (8) 和歌山市は予診票の内容を精査し、医療機関に予防接種委託料を支払う。 (9) 和歌山市は、パンチ業務受託業者に予診票を渡し、データの作成を委託する。 (10) 和歌山市は、パンチ業務受託業者から予診票とデータを受け取る。 (11) 和歌山市は、健康管理システム(予防接種)に一括入力する。 (12) 和歌山市は、健康管理システムに入力されたデータとマイナンバー、団体内統合宛名番号を連結させる。	1 住民接種の実施について (1) 政府対策本部が定めた内容で、データ抽出できるようシステム改修を行う。 (2) 政府対策本部が定めた接種順位ごとに、接種対象者のデータを健康管理システム(予防接種)から抽出する。 (3) 抽出したデータを封入封緘業務受託業者に渡す。(CD又はDVD) (4) 接種対象者に接種券(クーポン券)等が発行する。 (5) 接種対象者は医療機関等に接種予約を入れる。 (6) 接種対象者は接種券(クーポン券)等及び本人確認書類を持って医療機関(接種会場)で接種を受ける。 (7) 接種時、接種対象者は接種済証を受け取り、医療機関は新型インフルエンザ等対策特別措置法又は予防接種法による予防接種の業務を担当する部署(以下、「和歌山市」とする。)に予診票及び請求書を提出する。 (8) 和歌山市は予診票の内容を精査し、医療機関に予防接種委託料を支払う。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月6日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 (備考)の2/4	<p>2 クーポン券の再交付又は接種歴の照会について</p> <p>(1)市民は、和歌山市に申請する。</p> <p>(2)和歌山市は、記載内容及び必要に応じ本人確認の書類を確認し、健康管理システム(予防接種)に接種状況を確認する。</p> <p>(3)決裁を経て、クーポン券の再交付又は接種歴証明等を交付する。</p> <p>3 ワクチン接種記録システム(VRS)及びサービス検索・電子申請機能に関する事務について</p> <p>(1)特定個人情報ファイルを健康管理システムから抽出し、ワクチン接種記録システム(VRS)に登録する。</p> <p>(2)ワクチン接種記録システム(VRS)に予診票データを一括更新又はタブレットを利用して予診票データを読み込み・送信する。</p> <p>(3)ワクチン接種記録システム(VRS)にタブレットを利用して予診票データを読み込み・送信する。</p> <p>(4)ワクチン接種記録システム(VRS)から、他市町村からの求めに応じて接種記録を提供又は他市町村に接種記録を照会する。</p> <p>(5)新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際、ワクチン接種記録システム(VRS)に接種記録を照会し、旅券関係情報を入力、印刷する。※接種対象者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。</p> <p>(6)新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請について、サービス検索・電子申請機能でも受領する。</p> <p>(7)サービス検索・電子申請機能で受領した交付申請情報を参照し、ワクチン接種記録システム(VRS)に入力する。</p>	<p>2 クーポン券の再交付又は接種歴の照会について</p> <p>(1)市民は、和歌山市に申請する。</p> <p>(2)和歌山市は、記載内容及び必要に応じ本人確認の書類を確認し、健康管理システム(予防接種)に接種状況を確認する。</p> <p>(3)決裁を経て、クーポン券の再交付又は接種歴証明等を交付する。</p> <p>3 接種記録の管理について</p> <p>(1)和歌山市は、パンチ業務受託業者に予診票を渡し、接種記録データの作成を委託する。</p> <p>(2)和歌山市は、パンチ業務受託業者から予診票と接種記録データを受け取る。</p> <p>(3)和歌山市は、健康管理システム(予防接種)に接種記録を一括入力する。</p> <p>(4)和歌山市は、健康管理システム(予防接種)に入力された接種記録データとマイナンバー、団体内統合宛名番号を連結させる。</p> <p>(5)情報連携によって、他市町村からの求めに応じて接種記録を提供又は他市町村に接種記録を照会する。</p> <p>(6)特定個人情報ファイルを健康管理システム(予防接種)から抽出し、ワクチン接種記録システム(VRS)に登録する。</p> <p>(7)ワクチン接種記録システム(VRS)に予診票データを一括更新又はタブレットを利用して予診票データを読み込み・送信する。</p> <p>(8)ワクチン接種記録システム(VRS)にタブレットを利用して予診票データを読み込み・送信する。</p> <p>(9)ワクチン接種記録システム(VRS)から、他市町村からの求めに応じて接種記録を提供又は他市町村に接種記録を照会する。</p> <p>(10)健康管理システム(予防接種)に登録するための接種記録データをワクチン接種記録システム(VRS)から抽出する。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月6日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 (備考)の3/4		<p>4 予防接種証明書の交付について</p> <p>(1)市民は、和歌山市に申請する。</p> <p>(2)新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請について、サービス検索・電子申請機能でも受領する。</p> <p>(3)新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際には、接種記録を照会し、必要に応じて旅券関係情報を入力して、交付する。 ※接種対象者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。</p> <p>(4)和歌山市は、予防接種証明書を交付する。</p> <p>(5)接種者は、アプリで交付申請する。</p> <p>(6)アプリにおいて個人番号を入手し、接種者が申請先として指定する市町村に接種記録を照会する。</p> <p>(7)接種記録の情報を、氏名や旅券関係情報等、その他の情報とあわせて、接種証明書としてアプリ上に表示する(個人番号は表示されない。また、接種証明書については、電子署名を付す)。</p> <p>(8)接種者は、コンビニエンスストア等のキオスク端末で新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請する。</p> <p>(9)キオスク端末から個人番号を入手し、地方公共団体情報システム機構の証明書交付センターシステムを経由して、接種者が申請先として指定する市町村に接種記録を照会する。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月6日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 (備考)の4/4	<p>府対策本部が決めた接種順位、方法を遵守するため、実際に住民接種を実施する際は上記内容とは異なる場合がある。</p> <p>1(1)、(5)、(6)、(8)は健康管理システムからのデータ抽出や医療機関等とのデータのやり取り等の事務ではないため、上図に含めない。</p>	<p>(10)接種記録の情報を、氏名や旅券関係情報(※)等、その他の情報とあわせて、接種証明書としてキオスク端末から交付する(個人番号は表示されない。また、接種証明書については、電子署名を付す)。 ※旅券関係情報については、過去の接種証明書の発行履歴に記録された情報を接種証明書に表示。</p> <p>5 給付事務について</p> <p>(1)市民は、給付申請する。</p> <p>(2)公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合、給付申請書をもとに団体内統合宛名システムを活用してマイナンバー照会(マイナンバー照会→公金受取口座情報取得)を行う。 ※給付申請書に記載されたマイナンバー付き情報は、特定個人情報として別途管理する。</p> <p>(3)和歌山市は、給付金を支給する。公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合、給付申請書の申請情報に加えて、当該照会した公金受取口座情報をもとに支給する。</p> <p>1(1)、(5)、(6)、(8)は健康管理システムからのデータ抽出や医療機関等とのデータのやり取り等の事務ではないため、上図に含めない。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [○] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他() 	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [○] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [○] その他(口座登録・連携ファイル関係情報) 	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	1 個人番号、その他識別情報(内部番号): 接種対象者を正確に特定するために保有。 2 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、その他住民票関係情報: 接種対象者の接種日時点での年齢、居住地を把握するために保有。 3 連絡先(電話番号等): 書類に記載漏れ等があった場合に確認・連絡するために保有。 4 地方税関係情報: 健康被害救済給付の請求の受理、審査、支給、支給内容の変更時に課税情報を確認するため保有。また、予防接種費用の自己負担額の減免される対象者を把握するため保有。 5 健康・医療関係情報: 接種歴として、接種日、接種したワクチン名、LotNoを把握するために保有。 6 生活保護・社会福祉関係情報: 予防接種費用の自己負担額の減免される対象者(生活保護受給者、中国在留邦人等支援給付制度受給者)を把握するために保有。	1 識別情報(個人番号、その他識別情報(内部番号)): 接種対象者を正確に特定し、情報連携するために保有。 2 連絡先等情報(4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、その他住民票関係情報): 接種対象者の接種日時点での年齢、居住地、過去の接種を実施した市町村を把握するために保有。 3 連絡先等情報(連絡先(電話番号等)): ・書類に記載漏れ等があった場合、健康被害救済給付の確認等に確認・連絡するために保有。 4 業務関係情報(地方税関係情報): 健康被害救済給付の請求の受理、審査、支給、支給内容の変更時に課税情報を確認するために保有。また、予防接種費用の自己負担額が減免される対象者を把握するために保有。 5 業務関係情報(健康・医療関係情報): 接種歴として、接種日、接種したワクチン名、LotNoを把握するために保有。 6 業務関係情報(生活保護・社会福祉関係情報): 予防接種費用の自己負担額の減免される対象者(生活保護受給者、中国在留邦人等支援給付制度受給者)を把握するために保有。 7 業務関係情報(その他): 給付申請の際に公金受取口座を利用する旨の意思表示をした対象者に給付を行うために保有。	事前	
令和5年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署() <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人() <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人() <input type="checkbox"/> 民間事業者(医療機関) <input type="checkbox"/> その他(情報提供ネットワークシステム)	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署() <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等(デジタル庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人() <input type="checkbox"/> 民間事業者(医療機関) <input type="checkbox"/> その他(情報提供ネットワークシステム)	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他(ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能)	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、サービス検索・電子申請機能、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月6日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>3. 特定個人情報の入手・使用</p> <p>③入手の時期・頻度の1/2</p>	<p>1 個人番号、4情報及び住民票関係情報:住民基本台帳システムから、専用ラインで入手。</p> <p>2 健康・医療機関関係情報:接種した医療機関から、接種日、ワクチン名、LotNo等接種情報を記載した予診票を原則月1回郵送等で入手。(支払いの代行機関を介する場合もある。)</p> <p>3 接種記録情報:転入時に転出元市区町村への照会が必要になる都度(転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ)及び転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度並びに新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度</p>	<p>1 識別情報(個人番号):</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存住民基本台帳システムから、庁内連携システムを通じて住民記録の変更の都度入手。 <p>2 連絡先等情報(4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、その他住民票関係情報):</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存住民基本台帳システムから、庁内連携システムを通じて住民記録の変更の都度入手。 <p>3 連絡先等情報(連絡先(電話番号等)):</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種した医療機関から、連絡先を記載した予診票の郵送等により、原則月1回紙媒体で入手。(支払いの代行機関を介する場合もある。) ・本人から、直接聴取等で随時入手。 <p>4 業務関係情報(税関係情報):</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康被害救済給付の請求の受理、審査、支給、支給内容の変更の都度、税システムから入手。 ・接種対象者から自己負担額の減免の申請を受ける都度、接種対象者から紙媒体で入手。 <p>5 業務関係情報(健康・医療関係情報):</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種した医療機関から、接種日、ワクチン名、LotNo等接種情報を記載した予診票の郵送等により、原則月1回紙媒体で入手。(支払いの代行機関を介する場合もある。) ・本人から、接種日、ワクチン名、LotNo等接種情報を記載した予診票の写し、接種済証等の提示により、紙媒体や電子メールで随時入手。 ・転入時に転出元市区町村への照会が必要になる都度入手。 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度入手。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度入手。 	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度の2/2		6 業務関係情報(生活保護・社会福祉関係情報): ・接種した医療機関から自己負担額の減免対象である旨が記載された予診票の郵送等により紙媒体で入手。 ・接種対象者から予防接種費用助成申請の添付書類により、紙媒体で随時入手。 7 業務関係情報(その他): ・給付対象者から公金受取口座利用の意思表示がある場合、申請を受ける都度情報提供ネットワークシステムを通じて入手。 ・給付対象者から公金受取口座利用の意思表示がない場合、申請を受ける都度本人から紙媒体で入手。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性の1/2	1 予防接種記録関係情報: 予防接種法施行令第6条の2及び予防接種法施行規則第2条の7に規定されており、記録・保管する目的で、医療機関等により個人番号を含まない紙媒体で入手している。 2 個人番号、住民票関係情報: 対象者の要件の確認のため、安全性・正確性と事務効率を考慮し原則として庁内連携システムを通じて住民記録システムから入手する。例外として、当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から提供の同意が得られた場合のみワクチン接種記録システム(VRS)を経由して個人番号を入手する(番号法第19条第15号)、若しくは、当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する(番号法第19条第15号)。又は、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	1 識別情報(個人番号): ・安全性・正確性と事務効率を考慮し、原則として住民記録の変更の都度入手。 2 連絡先等情報(4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、その他住民票関係情報): ・安全性・正確性と事務効率を考慮し、原則として住民記録の変更の都度入手。 3 連絡先等情報(連絡先(電話番号等)): ・全接種者のものが必要なわけではなく、即時に必要なものでもないため、接種した医療機関から郵送等される予診票により原則として月に一度入手。 ・他の部署からは入手できない情報のため、本人から入手(大部分が医療機関等を経由する)。 4 業務関係情報(税関係情報): ・全接種者が該当するものでないため、健康被害救済給付の請求の受理、審査、支給、支給内容の変更の際又は予防接種費用の自己負担額の減免可否を判断するにあたり、減免申請時に入手。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性の2/2		5 業務関係情報健康(健康・医療関係情報): ・接種実施医療機関等の事務負担を考慮し、原則月1回入手。 ・本人から入手する場合は、他の部署からは入手できない情報であり、正確な接種記録の確認に必要なため、随時入手。 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみワクチン接種記録システム(VRS)を経由して個人番号を入手する(番号法第19条第16号)。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する(番号法第19条第16号)。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。 6 業務関係情報(生活保護・社会福祉関係情報): ・全接種者が該当するものでないため、必要な都度入手。 ・生活保護関係の情報については、和歌山市内の担当部署が同一の情報を保有しているが、申請受付窓口が医療機関のため、当該部署から入手することができない。 7 業務関係情報(その他) ・全接種者が該当するものでないため、健康被害救済給付申請の際に入手。 ・本人の利用意思があれば情報連携で入手し、利用意思がなければ他の経路からは入手できないため、本人から入手する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示の1/2	1 予防接種記録関係情報: 予防接種法施行令第6条の2及び予防接種法施行規則第2条の7の規定により、予防接種に関する記録を作成・保管する義務が明記されている。 2 個人番号、住民票関係情報: 番号法第14条の規定により取得している。	1 識別情報(個人番号): ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項の規定により入手する。 2 連絡先等情報(4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、その他住民票関係情報): ・和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項第2号の規定により入手する。 3 連絡先等情報(連絡先(電話番号等)): ・予診票への記入又は口頭で本人の同意を得てから入手する。 4 業務関係情報(税関係情報): ・減免申請書提出時に本人の同意を得てから入手する。 ・和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項第2号の規定により入手する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示の2/2		5 業務関係情報(健康・医療関係情報): ・予診票への記入又は口頭で本人の同意を得てから入手する。 ・予防接種法施行令第6条の2及び予防接種法施行規則第2条の7の規定により、予防接種に関する記録を作成・保管する義務が明記されている。 ・当市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。 6 業務関係情報(生活保護・社会福祉関係情報): ・接種医療機関からの説明により本人の同意を得てから、または和歌山市予防接種費の助成に関する規則第7条第3号及び第4号により入手する。 7 業務関係情報(その他): ・申請書提出時に本人の同意を得てから入手する。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号の規定により入手する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	1 予防接種の対象者抽出:氏名、生年月日、住所から予防接種対象者を抽出し、抽出した情報を外部委託業者に提供し、クーポン券等の印刷、封入封緘を依頼する。なお、外部委託業者に提供するデータには個人番号を含めない。 2 接種歴の管理:クーポン券等を貼付した予診票を外部委託業者によって電子データ化し、健康福祉システムに保存する。当市への転入者について、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。当市からの転出者について、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 3 接種証明書の交付:新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 4 健康被害の救済措置の円滑実施:万が一、健康被害が生じた際に、接種情報を的確に把握し、対応することを目的に利用する。	1 予防接種の対象者抽出: 氏名、生年月日、住所から予防接種対象者を抽出し、抽出した情報を外部委託業者に提供し、クーポン券等の印刷、封入封緘を依頼する。なお、外部委託業者に提供するデータには個人番号を含めない。 2 接種歴の管理: ・クーポン券等を貼付した予診票を外部委託業者によって電子データ化し、健康管理システム(予防接種)に保存する。なお、外部委託業者と受け渡しするデータには個人番号を含めない。 ・当市への転入者について、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 3 接種証明書の交付: 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 4 健康被害の救済措置の円滑実施: 万が一、健康被害が生じた際に、接種情報を的確に把握し、対応することを目的に利用する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和5年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	1 住民票関係情報と予防接種記録情報を突合し、管理を行う。 2 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。(転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う。)	1 住民票関係情報と予防接種記録情報を突合し、管理を行う。 2 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	予防接種の接種記録のデータ入力	新型コロナウイルスワクチンコールセンター業務及び接種窓口運営業務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	医療機関から提出を受けた予診票をもとに、健康管理システムで利用できる電子データファイルを作成する。	・コールセンター業務(特定個人情報を扱わない) ・窓口運営業務 ・接種券の再交付・新規公布に関する業務、接種手続きに関する申請に関する業務、その他付随する業務 ・予防接種台帳にデータ入力するための入力事務及び予診票の整理・保管 ・ワクチンのシリンジ等の小分け等(特定個人情報を扱わない)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	一定期間に、ほぼ全市民が接種対象となり、接種間隔をあけて1人あたり2回以上の接種が必要になる可能性が高く、入力件数が膨大であり職員で作業を行えないため。	ワクチン接種記録システム(VRS)を閲覧することで必然的に特定個人情報を扱うことになるが、被接種者が希望すれば円滑に接種できる体制の構築のためには、業務の中でワクチン接種記録システム(VRS)を使用する必要があるため。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他()	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他(ワクチン接種記録システム(VRS)の閲覧)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	入札により選定された業者。ただし、準備期間が短い場合は、見積合わせの上での随意契約もあり得る。	株式会社エイチ・アイ・エス	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 再委託 ⑦再委託の有無	[再委託しない]	[再委託する]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和5年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 再委託 ⑧再委託の許諾方法		委託先は、あらかじめ書面により再委託先・再委託する理由・再委託する内容等を通知し、承諾を得ることにより再委託することができる。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 再委託 ⑨再委託事項		新型コロナウイルスワクチン接種に係る窓口業務の一部	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	健康福祉システム保守、運用業務	健康管理システム(予防接種)保守、運用業務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 再委託 ⑦再委託の有無	[再委託しない]	[再委託する]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和5年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 再委託 ⑧再委託の許諾方法		委託先は、あらかじめ書面により再委託先・再委託する理由・再委託する内容等を通知し、承諾を得ることにより再委託することができる。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 再委託 ⑨再委託事項		システム保守、運用内容についての打ち合わせ及びシステム保守、運用	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他(LGWAN回線を用いた提供)	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他(LGWAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ①法令上の根拠	番号法 第19条第15号	番号法 第19条第16号	事後	重要な変更にあたらない(軽微な変更)
令和5年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所のうち1/2	セキュリティゲートまたは施錠にて入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 《中間サーバー・プラットフォームにおいて》 ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	セキュリティゲートまたは施錠にて入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 《中間サーバー・プラットフォームにおいて》 ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所のうち2/2	<p>《ワクチン接種記録システム(VRS)において》 ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <p>《サービス検索・電子申請機能について》 ・システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 	<p>《ワクチン接種記録システム(VRS)において》 ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</p> <p>《サービス検索・電子申請機能について》 ・システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月6日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>6. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>③消去方法</p>	<p>特定個人情報の消去は、地方公共団体の操作によって実施される。</p> <p>《中間サーバー・プラットフォームにおいて》</p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>《ワクチン接種記録システム(VRS)において》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 <p>※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p> <p>《サービス検索・電子申請機能について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。 ・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全に消去する。 	<p>特定個人情報の消去は、地方公共団体の操作によって実施される。</p> <p>《中間サーバー・プラットフォームにおいて》</p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p> <p>《ワクチン接種記録システム(VRS)において》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 <p>※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p> <p>《サービス検索・電子申請機能について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。 ・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全に消去する。 	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	<p><対象者> 対象者宛名番号、個人番号、氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、続柄、生活保護情報、課税非課税区分、接種券番号</p> <p><基本情報> 接種日、医療機関、医療機関その他、会場その他、接種年齢、電話番号、自治体コード</p> <p><接種情報> 受診種別、接種区分、ロット番号、ワクチンメーカー、接種量、負担金区分、接種医、接種状況(実施/未実施)、接種回(1回目/2回目)、接種日、ワクチン種類(※)、製品名(※)、旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)、証明書ID(※)、証明書発行年月日(※)、備考</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ</p>	<p><対象者> 対象者宛名番号、個人番号、氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、続柄、生活保護情報、課税非課税区分、接種券番号</p> <p><基本情報> 接種日、医療機関、医療機関その他、会場その他、接種年齢、電話番号、自治体コード</p> <p><接種情報> 受診種別、接種区分、ロット番号、ワクチンメーカー、接種量、負担金区分、接種医、接種状況(実施/未実施)、接種回(1回目/2回目/3回目/4回目/5回目)、接種日、ワクチン種類(※)、製品名(※)、旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)、証明書ID(※)、証明書発行年月日(※)、備考</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ</p> <p><給付情報> 口座登録・連携ファイル関係情報</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月6日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容の1/2	<p>1 個人番号、4情報、その他の住民票関係情報は、原則として専用ラインで取得しており、住民又はかつて住民であった者以外の情報を入手することはない。例外として、当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手するが、その際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。また、当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。また、接種対象者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認またはマニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	<p>1 個人番号、4情報、その他の住民票関係情報は、原則として専用ラインで取得しており、住民又はかつて住民であった者以外の情報を入手することはない。</p> <p>2 1の例外として、当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>3 1の例外として、当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>4 1の例外として、当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月6日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク1: 目的外の入手が行われるリスク</p> <p>対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容の2/2</p>	<p>2 予防接種記録関係情報は、対象者を特定し入手するので、対象者以外の情報を入手することはない。</p> <p>3 4情報を確認し対象者以外の情報を入手しないように精査している。</p> <p>4 予防接種健康被害救済の対象者の情報は、個人を特定して精査のうえで入手するので、対象者以外の情報を入手することはない。</p>	<p>5 1の例外として、接種対象者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認またはマニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知することで、対象者以外の情報の入手を防止する。(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)</p> <p>交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>6 予防接種記録関係情報は、対象者を特定し入手するので、対象者以外の情報を入手することはない。</p> <p>7 4情報を確認し対象者以外の情報を入手しないように精査している。</p> <p>8 予防接種健康被害救済の対象者の情報は、個人を特定して精査のうえで入手するので、対象者以外の情報を入手することはない。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月6日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク1: 目的外の入手が行われるリスク</p> <p>必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p>	<p>1 住民基本台帳に和歌山市の記載がある者の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、定められたインターフェイス仕様に基づき取得する方法であるため、必要な情報以外を入手することはない。</p> <p>2 予防接種記録関係情報は、予防接種法関連法令に定められた予防接種記録保管のため、必要な項目のみを入手する予診票の様式で限定している。</p> <p>3 1、2の情報については、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書に関する情報として、住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することもあるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p>	<p>1 住民基本台帳に和歌山市の記載がある者の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、定められたインターフェイス仕様に基づき取得する方法であるため、必要な情報以外を入手することはない。</p> <p>2 予防接種記録関係情報は、予防接種法関連法令に定められた予防接種記録保管のため、必要な項目のみを入手する予診票の様式で限定している。</p> <p>3 1、2の情報については、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書に関する情報として、住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することもあるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p> <p>4 1、2の情報については、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能又はコンビニ交付利用時、個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和5年4月6日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容の1/2</p>	<p>1 職員教育:担当する職員を対象に年1回、守秘義務の遵守及び番号法に規定される罰則等に関し研修を実施し、不適切な方法による情報入手を防止する。委託業務においては、受託業者が従事者に対し、情報セキュリティ教育を行い、根拠法令に基づく正当な情報入手を指導する。</p> <p>2 入力する情報は、和歌山市情報公開・個人情報保護審議会に必要な手続きを行い承認を得たものに限る。</p> <p>3 機能的抑制: ・住民基本台帳ネットワークシステムを使用する際は、操作者の認証を行い、操作者の利用可能な機能をシステム上で制御する。また、情報を入手する方法は、システム間での専用ラインのみとする。</p>	<p>1 職員教育:担当する職員を対象に年1回、守秘義務の遵守及び番号法に規定される罰則等に関し研修を実施し、不適切な方法による情報入手を防止する。委託業務においては、受託業者が従事者に対し、情報セキュリティ教育を行い、根拠法令に基づく正当な情報入手を指導する。</p> <p>2 入力する情報は、和歌山市情報公開・個人情報保護審議会に必要な手続きを行い承認を得たものに限る。</p> <p>3 機能的抑制: ・住民基本台帳ネットワークシステムを使用する際は、操作者の認証を行い、操作者の利用可能な機能をシステム上で制御する。また、情報を入手する方法は、システム間での専用ラインのみとする。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月6日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容の2/2</p>	<p>・ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p> <p>・サービス検索・電子決裁機能においては、住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。</p> <p>・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続きを探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていたら、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。</p>	<p>・ワクチン接種記録システム(VRS)においては、次の措置を講じている。</p> <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能においては、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付においては、証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</p> <p>・サービス検索・電子決裁機能においては、住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。</p> <p>・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続きを探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていたら、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月6日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク</p> <p>入手の際の本人確認の措置の内容の1/2</p>	<p>1 本人に個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)(以下「番号法政令」という。)第12条第1項、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年省令第3号)(以下「番号法施行規則」という。)第1条の規定に基づき、個人番号カード、個人番号通知カード及び運転免許証又は旅券等による確認のほか、番号法施行規則第3条第3項(第1条第3項を準用)の規定に基づき確認する。</p> <p>2 代理人に個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法施行令第12条第1項、番号法施行規則第1条等のに基づき、代理人の個人番号カード、個人番号通知カード及び運転免許証又は旅券等により本人であることを確認する。</p> <p>3 他区市町村等、本人以外から個人番号の提供を受ける場合 情報提供を行う他区市町村等が本人に対し個人番号及び4情報が正しいことを確認する。</p> <p>4 医療機関、他自治体から入手する予防接種情報は、予防接種予診票に記載された特定個人情報に基づき、健康福祉システムで突合し確認を行う。</p> <p>5 住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。</p>	<p>1 本人に個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)(以下「番号法政令」という。)第12条第1項、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年省令第3号)(以下「番号法施行規則」という。)第1条の規定に基づき、個人番号カード、個人番号通知カード及び運転免許証又は旅券等による確認のほか、番号法施行規則第3条第3項(第1条第3項を準用)の規定に基づき確認する。</p> <p>2 代理人に個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法施行令第12条第1項、番号法施行規則第1条等のに基づき、代理人の個人番号カード、個人番号通知カード及び運転免許証又は旅券等により本人であることを確認する。</p> <p>3 他区市町村等、本人以外から個人番号の提供を受ける場合 情報提供を行う他区市町村等が本人に対し個人番号及び4情報が正しいことを確認する。</p> <p>4 医療機関、他自治体から入手する予防接種情報は、予防接種予診票に記載された特定個人情報に基づき、健康管理システム(予防接種)で突合し確認を行う。</p> <p>5 住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和5年4月6日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク</p> <p>入手の際の本人確認の措置の内容の2/2</p>		<p>6 ワクチン接種記録システム(VRS)の新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付においては、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが発信される。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月6日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク</p> <p>特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p>	<p>1 窓口での聴聞や添付書類との整合性から正確性を担保する。</p> <p>2 情報の入力、削除、定性を行う場合には、処理者と点検者を別にし、二重チェックを行うことで、正確性を担保する。</p> <p>3 正確性に疑義が生じた場合、予防接種法関連規定に基づき、適宜調査を行い、必要に応じてデータを修正することで正確性を担保する。</p> <p>4 入手した特定個人情報について、保持している特定個人情報と突合を行い、正確性を担保する。</p> <p>5 サービス検索・電子決裁機能においては、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</p>	<p>1 窓口での聴聞や添付書類との整合性から正確性を担保する。</p> <p>2 情報の入力、削除、定性を行う場合には、処理者と点検者を別にし、二重チェックを行うことで、正確性を担保する。</p> <p>3 正確性に疑義が生じた場合、予防接種法関連規定に基づき、適宜調査を行い、必要に応じてデータを修正することで正確性を担保する。</p> <p>4 入手した特定個人情報について、保持している特定個人情報と突合を行い、正確性を担保する。</p> <p>5 サービス検索・電子決裁機能においては、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</p> <p>6 ワクチン接種記録システム(VRS)の新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付においては、次の措置を講じている。</p> <p>・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</p> <p>・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月6日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容の1/2</p>	<p>1 紙媒体の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報が記載された紙媒体は定められた保管場所で管理し、漏えい、紛失を防止する。 ・窓口の場合:対面にて受取り、事務処理が完了したら、速やかに上記保管場所で管理する。 ・郵送の場合:郵便又は信書便を利用し、記載事項や添付処理に漏れがないよう十分に確認の上、送付してもらえるよう説明する。また、宛先誤り等による漏えい、紛失を防止するため、返信用封筒等に担当部署の名称及びその所在地を記載したものを利用する。 ・上記内容を、職員に教育し周知徹底を図る。 	<p>1 紙媒体の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報が記載された紙媒体は定められた保管場所で管理し、漏えい、紛失を防止する。 ・窓口の場合:対面にて受取り、事務処理が完了したら、速やかに上記保管場所で管理する。 ・郵送の場合:郵便又は信書便を利用し、記載事項や添付処理に漏れがないよう十分に確認の上、送付してもらえるよう説明する。また、宛先誤り等による漏えい、紛失を防止するため、返信用封筒等に担当部署の名称及びその所在地を記載したものを利用する。 ・上記内容を、職員に教育し周知徹底を図る。 	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月6日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容の2/2</p>	<p>2 システムの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月1回、複数人でのチェックを行い、漏えい、紛失がないことをチェックする。 ・電子データによる特定個人情報の入手は、インターネットにつながるネットワークではなく、限定された回線(入手元のみをつないだ専用線で、庁内LANには閉じたネットワーク等)を用いる。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)において、入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、これに加えて暗号化された通信回線を使用する。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN 回線を用いた暗号化通信行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起これないようにしている。 ・上記内容を、職員に教育し周知徹底を図る。 	<p>2 システムの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月1回、複数人でのチェックを行い、漏えい、紛失がないことをチェックする。 ・電子データによる特定個人情報の入手は、インターネットにつながるネットワークではなく、限定された回線(入手元のみをつないだ専用線で、庁内LANには閉じたネットワーク等)を用いる。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)においては、次の措置を講じている。 <ul style="list-style-type: none"> ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能においては、電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付においては、キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN 回線を用いた暗号化通信行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起これないようにしている。 ・上記内容を、職員に教育し周知徹底を図る。 	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月6日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバー等を利用し、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に設置する。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲のみとする。 ・大量のデータ出力が必要な場合は、事前に管理責任者の承認を得る。 ・特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 <ul style="list-style-type: none"> ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバー等を利用し、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に設置する。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲のみとする。 ・大量のデータ出力が必要な場合は、事前に管理責任者の承認を得る。 ・特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 <ul style="list-style-type: none"> ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。 	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月6日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 情報保護管理体制の確認</p>	<p>外部委託業者を選定する際、委託先の情報保護管理体制としてプライバシーマーク等、個人情報保護や対策を目的として公共機関の認定・認証を取得していることを確認しているほか、事業実績など社会的信用と能力があることを確認している。</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託する際、当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 	<p>外部委託業者を選定する際、委託先の情報保護管理体制としてプライバシーマーク等、個人情報保護や対策を目的として公共機関の認定・認証を取得していることを確認しているほか、事業実績など社会的信用と能力があることを確認している。</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託する際、当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和5年4月6日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行なわれるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月6日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)において></p> <ul style="list-style-type: none"> ・転出元市区町村への個人番号の提供 <p>当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。</p>	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)において></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 <p>当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録は提供されない仕組みとなっている。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和5年4月6日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)において></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LGWANIに疎通可能な端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 <p>具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市町区村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。</p>	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)において></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LGWANIに疎通可能な端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 <p>具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月6日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<p>《中間サーバー・ソフトウェアにおいて》 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保される。</p> <p>《中間サーバー・プラットフォームにおいて》 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度セキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>	<p>《中間サーバー・ソフトウェアにおいて》 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>《中間サーバー・プラットフォームにおいて》 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度セキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>	事後	重要な変更にあたらない(軽微な変更)
令和5年4月6日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<p>《中間サーバー・ソフトウェアにおいて》 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>	<p>《中間サーバー・ソフトウェアにおいて》 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>	事後	重要な変更にあたらない(軽微な変更)
令和5年4月6日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	重要な変更にあたらない(既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずる)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月6日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策7. 特定個人情報の保 管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏 えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容の1/3</p>	<p>《不正プログラム対策》 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、ウ イルスチェックを実施する。また、新種の不正プロ グラムに対応するために、ウイルスパターンファ イルは定期的に更新し、可能な限り最新のもの を使用する。 《不正アクセス対策》 不正な外部からのアクセスについては、ネット ワークで遮断するとともに、ID・パスワードにより アクセス制限を行う。 《中間サーバー・プラットフォームにおいて》 1 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コ ンピュータウイルスやハッキングなどの脅威か らネットワークを効率的かつ包括的に保護する 装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び 侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイル ス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新 を行う。</p>	<p>《不正プログラム対策》 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、ウ イルスチェックを実施する。また、新種の不正プロ グラムに対応するために、ウイルスパターンファ イルは定期的に更新し、可能な限り最新のもの を使用する。 《不正アクセス対策》 不正な外部からのアクセスについては、ネット ワークで遮断するとともに、ID・パスワードにより アクセス制限を行う。 《中間サーバー・プラットフォームにおいて》 1 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コ ンピュータウイルスやハッキングなどの脅威か らネットワークを効率的かつ包括的に保護する 装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び 侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイル ス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新 を行う。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月6日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p> <p>⑥技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容の2/3</p>	<p>3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>《ワクチン接種記録システム(VRS)において》</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LGWAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 	<p>3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>《ワクチン接種記録システム(VRS)において》</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LGWAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月6日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p> <p>⑥技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容の3/3</p>	<p>《サービス検索・電子申請機能において》</p> <p>・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <p>・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。</p> <p>・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</p> <p>・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</p> <p>・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。</p> <p>また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p> <p>《サービス検索・電子申請機能において》</p> <p>・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和5年4月6日	<p>Ⅳ その他のリスク対策</p> <p>1. 監査</p> <p>①自己点検</p> <p>具体的なチェック方法</p>	<p>評価書の記載内容通りの運用がなされていることを年1回担当部署内でチェックする。本チェックにおいて不備が生じていることが明らかになったときは、速やかにその問題を究明し、是正することとする。</p> <p>《中間サーバー・プラットフォームにおいて》</p> <p>運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている</p> <p>《ワクチン接種記録システム(VRS)において》</p> <p>内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	<p>評価書の記載内容通りの運用がなされていることを年1回担当部署内でチェックする。本チェックにおいて不備が生じていることが明らかになったときは、速やかにその問題を究明し、是正することとする。</p> <p>《中間サーバー・プラットフォームにおいて》</p> <p>運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている</p> <p>《ワクチン接種記録システム(VRS)において》</p> <p>デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月6日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	1 内部監査 和歌山市情報セキュリティポリシーに基づき、以下の観点で内部監査を3年に1回実施し、監査結果から必要に応じて体制や規定を改善する。 2 評価書記載事項と運用実態のチェック 3 個人情報保護に関する規定、体制整備 4 個人情報保護に関する人的安全管理措置 5 職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 6 個人情報保護に関する技術的安全管理措置 ≪中間サーバー・プラットフォームにおいて≫ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている ≪ワクチン接種記録システム(VRS)において≫ 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	1 内部監査 和歌山市情報セキュリティポリシーに基づき、以下の観点で内部監査を3年に1回実施し、監査結果から必要に応じて体制や規定を改善する。 2 評価書記載事項と運用実態のチェック 3 個人情報保護に関する規定、体制整備 4 個人情報保護に関する人的安全管理措置 5 職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 6 個人情報保護に関する技術的安全管理措置 ≪中間サーバー・プラットフォームにおいて≫ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている ≪ワクチン接種記録システム(VRS)において≫ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月6日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<p>1 職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修を義務付けている。</p> <p>2 委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する指導を行い、秘密保持契約を締結している。</p> <p>3 違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</p> <p>《中間サーバー・プラットフォームにおいて》</p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> <p>《ワクチン接種記録システム(VRS)において》</p> <p>内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>	<p>1 職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修を義務付けている。</p> <p>2 委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する指導を行い、秘密保持契約を締結している。</p> <p>3 違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</p> <p>《中間サーバー・プラットフォームにおいて》</p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> <p>《ワクチン接種記録システム(VRS)において》</p> <p>デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和5年4月6日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<p>《中間サーバー・プラットフォームにおいて》</p> <p>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>《ワクチン接種記録システム(VRS)において》</p> <p>内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	<p>《中間サーバー・プラットフォームにおいて》</p> <p>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>《ワクチン接種記録システム(VRS)において》</p> <p>デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月6日	I 基本情報 7. 評価実施における担当部署 ①部署	健康局 健康推進部 新型コロナワクチン接種調整課	健康局 健康推進部 保健対策課	事後	重要な変更にあたらない(軽微な変更)
令和5年4月6日	I 基本情報 7. 評価実施における担当部署 ②所属長の役職名	新型コロナワクチン接種調整課長	保健対策課長	事後	重要な変更にあたらない(軽微な変更)
令和5年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	健康局 健康推進部 新型コロナワクチン接種調整課	健康局 健康推進部 保健対策課	事後	重要な変更にあたらない(軽微な変更)
令和5年4月6日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	和歌山市健康局健康推進部新型コロナワクチン接種調整課 〒640-8137 和歌山市吹上5丁目2番15号 電話:073-488-7405	和歌山市健康局健康推進部保健対策課 〒640-8137 和歌山市吹上5丁目2番15号 電話:073-488-7405	事後	重要な変更にあたらない(軽微な変更)